

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成24年度 第2回会議

次 第

日時：平成25年3月13日（水）

午後1時30分から

場所：鴨川市役所6階600会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- （1）男女共同参画計画に係る各種施策の進捗状況について
- （2）男女共同参画計画に係る後半年度の実施計画書(案)について
- （3）その他

4 その他

5 閉 会

[配布資料]

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料5 鴨川市男女共同参画計画に係る各種施策の進捗状況調書
(平成22年度～平成24年度)
- ・ 資料6 鴨川市男女共同参画計画に係る後半年度の実施計画書(案)
(平成25年度～平成27年度)
- ・ 資料7 男女共同参画セミナーの開催について

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 24 年度第 2 回会議 出席者名簿

日時：平成25年 3 月13日（水）

午後 1 時30分から

場所：市役所 6 階 6 0 0 会議室

1 委 員

氏 名	備 考
上村 美智代	
黒川 洋子	
齋藤 守彦	
武ノ内 克巳	
速水 昭雄	

【欠 席 委 員】

氏 名	備 考
立野 慶子	
永井 佳美	
長谷川 裕一	

（アイウエオ順・敬称略）

2 市行政関係者

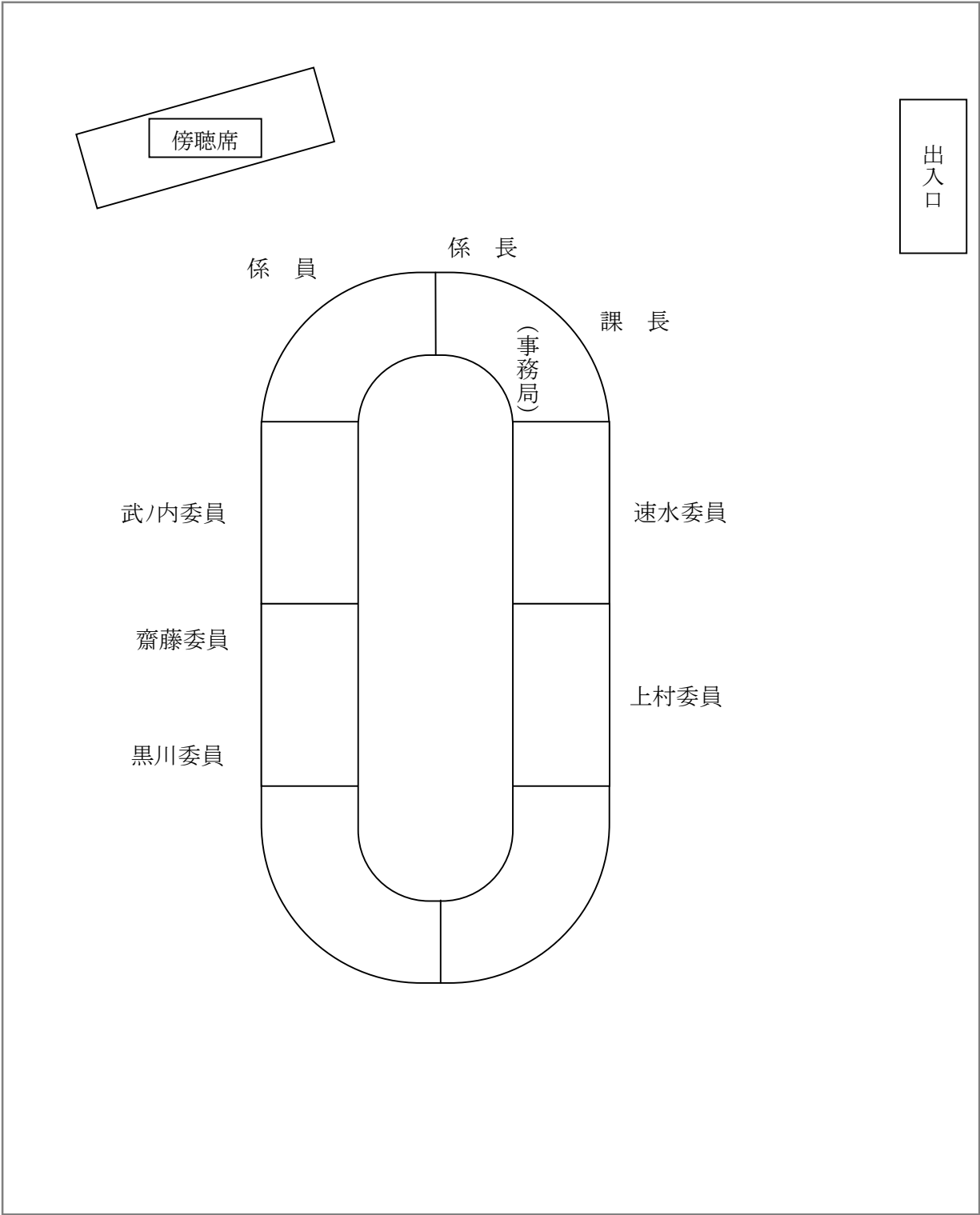
氏 名	職	備 考
杉田 至	鴨川市 企画政策課長	事務局
藤代 公貴	鴨川市 企画政策課 政策推進係長	事務局
石井 和美	鴨川市 企画政策課 政策推進係員	事務局

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 24 年度 第 2 回会議 席次表

日時：平成 25 年 3 月 13 日（水）

午後 1 時 30 分から

場所：市役所 6 階 600 会議室



鴨川市男女共同参画計画に係る 各種施策の進捗状況調書 (平成 22 年度～平成 24 年度)

平成 25 年 3 月
鴨川市企画政策課

1 調書の趣旨

この調書は、平成 22 年度から平成 27 年度までの6年間を計画期間とする『鴨川市男女共同参画計画(以下「計画」という。)』の前半年度である平成 22 年度から平成 24 年度までの具体的な個々の施策への取組み・進捗状況について取りまとめたものです。

なお、調書の取りまとめ期日が平成 25 年 2 月 15 日現在であるため、平成 24 年度分の取組み状況及び実績値については、いずれも見込み(値)となっています。

2 進捗状況の点検・評価

また、この調書では、計画をより実効性あるものとするため、計画期間内に実施を予定する事業等のうち、平成 22 年度から平成 24 年度までの具体的な個々の施策への取組み・進捗状況について、これを点検し、評価しています。

なお、評価は、施策毎の自己評価方式に拠ることとし、次のとおり、簡易方式と致しました。

- ① 計画期間内に実施すべき具体的施策に着手し、一定の成果や数値的な実績が見られるなど、その取組みが堅調に推移していると認められるもの ⇒ 「○」
- ② 計画期間内に実施すべき具体的施策への着手は認められるものの、より一層の取組みや事業伸展が求められるもの ⇒ 「△」
- ③ 計画期間内に実施すべき具体的施策に着手しているとは言い難いもの ⇒ 「×」

【 目 次 】

基本目標 1	人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた社会意識の醸成・・・・・・・・・・	2
基本目標 2	政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・	11
基本目標 3	家庭や地域における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・	13
基本目標 4	男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり・・・・・・・・・・	16
基本目標 5	男女が共に自立し、生涯を通して安全・安心に暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・	19

※ この調書は、男女共同参画社会の実現に向けた事業等や具体的な個々の施策について、計画に掲げた五つの基本目標毎に取りまとめている。

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた社会意識の醸成						
主要課題1 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり						
① 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進						
1	固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発(◎)	「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	国が制定している毎年6月の「男女共同参画週間」期間中でのイベントや男女共同参画に関するセミナーの開催等を通して、市民の固定的な性別役割分担意識や慣行等を解消していきます。	* 常日頃から男女共同参画に関するチラシやリーフレット等を市の主要施設に配架した。特に、6月の「男女共同参画週間」期間中には特設コーナーを設置し、男女共同参画の一層の意識啓発を図った。	△	企画政策課
② 男女平等意識の醸成						
2	男女共同参画に関する情報の収集と提供(◎)	男女共同参画に関連する情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して広く市民に提供します。	国が制定している「男女共同参画週間」(6/23～6/29)を始め、男女共同参画に関連する情報を積極的に市広報誌に掲載します。国や県から送付される男女共同参画に関する各種行事のチラシ等を市の主要施設へ配架します。「男女共同参画週間」の期間中、周知啓発のためのイベントを実施します。	* 「鴨川市男女共同参画計画」について、市政情報コーナーへの配架及び市広報誌5/15号と市ホームページへ掲載した。 * 市広報誌6/15号へ「男女共同参画週間」に関する情報を掲載した。 * 県や国が主催する男女共同参画に関連する各種行事のチラシ等について、市の主要施設に配架した。 * 市広報誌へ他市開催のイベント情報を掲載した。 【平成24年度】 * 「男女共同参画週間」の期間中、男女共同参画に関連する特設ブースを市の主要施設にのぼり旗を設置し、チラシを配架した。開催結果を新聞社に情報提供した。 設置期間：平成24年6月20日～7月2日 設置箇所：市内主要施設8箇所 チラシ発行部数：30部	△	企画政策課
3	男女共同参画に関するセミナー等の開催(◎)	県などの関連団体との連携のもと、男女共同参画に関するセミナー等のイベントの開催を検討します。	県の事業である千葉県男女共同参画地域推進員事業として、男女共同参画に関するセミナー等を他市町及び地域推進員と協力して開催します。本計画期間中、本市を会場としたセミナー等の開催を目指します。	* 地域推進員会議に出席した。 【平成22年度】5回 【平成23年度】4回 【平成24年度】5回 * 地域推進員主催のセミナーにスタッフとして参画した。 平成23年11月25日(金)「生徒とともに身近な男女共同参画を考える」 富津市立大貫中学校 平成24年11月28日(水)「女性と防災」 館山市コミュニティセンター	○	企画政策課
4		男女共同参画に関連するイベントの開催等の情報について、市広報等やホームページ等を通じて周知します。	県等が主催したセミナー等への参加を促すため、市の主要施設にチラシ等を配架し、併せて市広報誌やホームページへ参加募集の記事を掲載して周知します。	* 地域推進員主催事業として他市で開催されたセミナーのチラシを市の主要施設に配架するとともに、参加者募集の記事について、市広報誌やホームページに掲載するとともに、庁内のPC掲示板に掲載した。	△	企画政策課
5	男女共同参画に関連する図書の充実と利用の促進(◎)	男女共同参画に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書の充実を図ります。	公共図書館の役割として、全ての利用者(性別、年齢、国籍問わず)のニーズや価値観等に対しての平等なサービスの提供が義務づけられています。その役割のもと、様々な分野の資料の収集に努めます。	* 幅広い人権意識をテーマにした書籍の出版情報を収集し、購入に努めた。 【平成22年度末現在】図書館全蔵書数73,167冊 【平成23年度末現在】図書館全蔵書数76,106冊	○	生涯学習課(図書館)
6		男女共同参画に関する図書の利用件数が増加するように、展示の仕方等を工夫します。	公共図書館の役割を踏まえ、利用者の多様なニーズに応えながら、的確な配架や展示の工夫をしていきます。	* 幅広い人権意識をテーマにした中高生や児童向けの資料を中心に、12月の人権週間の期間に展示するとともに、広く市民や学校へのPRに努めた。	△	生涯学習課(図書館)

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
7	人権意識の高揚のための啓発	人権擁護委員等との連携のもと、市内小学校における人権教室や街頭啓発を実施します。	人権の尊重に関する意識の高揚・醸成の為、小学生を対象とした、人権擁護委員による出前授業「人権教室」を実施します。また、人権週間に併せて街頭啓発を実施し、相談窓口等が記載された物品(カレンダー他)を配布します。	* 市内小学校にて3・4年生を対象とした人権擁護委員による人権教室を4回実施した。 【平成22年度】10月20日 曾呂小学校・10月20日 田原小学校・11月25日 長狭小学校・12月3日 天津小学校 【平成23年度】10月24日 小湊小学校・11月17日 太海小学校・11月29日 西条小学校・12月12日 江見小学校 【平成24年度】10月19日 小湊小学校・11月19日 曾呂小学校・11月28日 鴨川小学校・11月28日 天津小学校 * 人権擁護委員による街頭啓発を実施した。 【平成22年度】6月6日 シーフESTA会場 ・ 12月7日 JR安房鴨川駅付近 【平成23年度】12月6日 JR安房鴨川駅付近 【平成24年度】12月6日 JR安房鴨川駅付近	○	総務課 (秘書広報室)
③ 男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供						
8	男女共同参画に関する市民意識調査の実施(◎)	男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識の現状を明らかにするため、市民意識調査を実施します。また、調査結果をホームページ等に掲載することにより、情報提供・啓発を行います。	平成24年度に計画後半の実施計画を策定するため、市民意識調査を実施します。また、平成27年度の第2次計画策定に向けて、市民意識調査を実施します。	【平成24年度】 * 市民意識調査を実施した。調査対象人数＝1,500人 回収率 44.5% (668名の回答) * 市民意識調査の結果報告書を市政情報コーナーへ配架するとともに、市ホームページへ掲載した。	○	企画政策課
9	他団体における取組みに関する情報の収集と提供	国、県、他自治体の取り組み状況について、情報の収集及び提供に努めます。	毎年開催される県主催の担当課長会議(年1回)や担当者研修会(年2回)、また南房総地域の市町が参集する地域推進員の会議等に積極的に参加することにより、他自治体の取組みについて把握します。また、県内で開催されるイベント等の情報を把握し、入手した情報は、市広報誌やホームページ等を利用し、随時市民へ情報提供します。	* 以下の県主催の会議、研修会等に参加した。 ・担当課長会議に出席 【平成22年度】 4月26日 (福祉課DV担当職員と共に2名で出席) 【平成23年度】 4月27日 (福祉課DV担当職員と共に2名で出席) 【平成24年度】 5月14日 (福祉課母子担当職員と共に3名で出席) ・南房総地域男女共同参画地域推進員の会議に出席した。 【平成22年度】 6月1日・6月29日・9月10日・11月9日・12月7日 【平成23年度】 6月28日・7月15日・10月4日・11月11日 【平成24年度】 6月27日・8月21日・9月26日・12月21日・2月14日 ・担当者研修会に参加した。 【平成23年度】 5月31日・9月9日 【平成24年度】 5月25日・10月19日 * 県主催の会議、研修会等に積極的に参加し、他自治体の情報を入手し、他市で開催する講習会等について市広報誌やホームページ、庁内のPC掲示板に情報提供した。	△	企画政策課
④ 行政刊行物等における表現の十分な配慮						
10	行政刊行物等における表現の十分な配慮	市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	* 性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めた。	○	各所属
11	メディア・リテラシーの向上促進	メディア・リテラシーの向上を促進するため、多様な情報の提供と併せてインターネット端末の開放による学習機会の提供を行います。	市内主要施設に整備されている市民利用端末を開放することにより、市民が迅速かつ簡単に情報を入手する体制を整え、結果、情報を評価、識別する能力を身につけることを目標とします。	* 平成23年7月から開始される地上デジタル放送への対応を準備した。(各施設に設置してあるテレビの状況把握) * 市内主要施設に市民利用端末を設置した。 設置箇所 8箇所 設置台数 10台 (本庁舎②、天津小湊支所、図書館②、資料館、ふれあいセンター、中央公民館、吉尾出張所、江見出張所)	○	総務課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
⑤ 人権に関する相談等の充実						
12	人権相談の充実 (◎)	全ての人が差別なく幸せに暮らす権利を守るため、千葉地方法務局と連携し、「特設人権相談所」を市内各地区において定期的に開催します。	人権擁護委員による特設人権相談所を月1回・年12回開設します。	* 特設人権相談所を以下の施設において、年12回開設した。 本庁舎・太海公民館・吉尾公民館・天津小湊公民館・天津小湊支所	○	総務課 (秘書広報室)
13		千葉地方法務局との連携を密にし、人権侵犯事件が発覚した場合における調査・救済のための協力体制の整備を進めます。	人権相談に係る情報の共有に努めます。	* 特設人権相談による受理件数を報告した。(詳細な報告は人権擁護委員が所定の様式により提出) * 人権侵犯事件が発生した際には、法務局の要請に応じて協力体制を整備した。	○	総務課 (秘書広報室)
14		市広報誌及びホームページを通して相談窓口を周知します。	毎月1回開設される特設人権相談所について、市広報誌やホームページに掲載して周知を図ります。	* 特設人権相談所の開設について、ホームページに年間予定を掲載した。 又、毎月1日発行の広報誌に周知記事を掲載した。	○	総務課 (秘書広報室)
15	県女性サポートセンターの周知	女性が抱える悩み・問題などに関する相談の窓口となる県女性サポートセンターについて周知します。	市の広報紙などを通じて、県の女性サポートセンターについて周知することにより、女性のもしもの際の相談窓口として迅速に対応できるよう体制を図ります。	* 名刺サイズのカードを市の主要施設に配架した。 【平成23年度】配架数 230枚 ・ 17施設 【平成24年度】配架数 400枚 ・ 16施設 * 市の施設の女性トイレ等にセンターに関するステッカーを貼付した。 【平成23年度】貼付数 17枚 ・ 17施設 【平成24年度】貼付数 30枚 ・ 21施設 * 市広報誌へ女性サポートセンターについての記事を掲載した。	○	健康推進課
主要課題2 暴力・虐待等を許さない環境づくり						
① ドメスティック・バイオレンス等に関する対策の推進						
16	ドメスティック・バイオレンス等に関する周知	ドメスティック・バイオレンスやデートDV、人身取引に関する情報を収集し、市広報誌やホームページ、パンフレットの回覧等を通して提供することにより、市民意識の啓発を行います。	DV相談カードやステッカーを公共施設の他、商業施設など住民により身近なところにも設置できるようにします。県が作成したDV防止に関するチラシを市政協力員を通じて、回覧します。DV相談者に配付するリーフレットを作成します。	* 県が作成したDV防止に関するチラシを市政協力員を通じて、回覧した。 * 名刺サイズのカードを市の主要施設に配架した。 【平成23年度】配架数 230枚 ・ 17施設 【平成24年度】配架数 400枚 ・ 16施設 * 市の主要施設の女性トイレ等にセンターに関するステッカーを貼付した。 【平成23年度】貼付数 17枚 ・ 17施設 【平成24年度】貼付数 30枚 ・ 21施設	△	健康推進課
17	相談窓口の設置と被害者を支援する体制の充実(◎)	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談窓口を設置し、プライバシーに配慮した的確かつ迅速な対応に努めます。	福祉総合相談センターにて、他課とも連携をはかりながら相談の受付、面接、緊急性の判断、具体的な支援を実施します。その一方、DV被害者等支援のためのマニュアルの確立をめざします。	* DV相談等の受付から具体的支援まで、他課とも連携を図りながら実施した。 【平成22年度】相談件数17件 【平成23年度】相談件数12件 * DV被害者等支援のためのマニュアルの作成を検討した。 検討会開催日 【平成23年度】2月23日(7名参加)・3月7日(11名参加)・3月19日(9名参加) * DV相談等の受付から具体的支援まで、他課とも連携を図りながら実施した。 * DV相談等について、具体的に対応した。	△	健康推進課
18		市広報誌やホームページ等を通して相談窓口を周知します。	平成24年度から開設した福祉総合相談センターがDV等相談窓口であることを、広報誌、ホームページ、ちらし配布、くらしのガイドブックなどを通じて周知します。	【平成24年度】 平成24年度から開設の福祉総合相談センターがDV等相談窓口であることを、広報誌、ホームページ、ちらし配布などを通じて周知した。	○	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
② セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の防止対策の推進						
19	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントの発生状況の把握とともに、被害を未然に防止するための職員への啓発に努めます。	発生状況を把握するとともに、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという認識を深めさせ、被害を未然に防止するための啓発に努めます。また、取組みに当たる担当者へのセクシュアル・ハラスメントに対する基礎知識の習得を図り、組織的な防止対策に努めます。	* 鴨川市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を策定し、防止対策に努めた。 【平成23年度】ハラスメント防止研修(千葉県自治研修センター) 1名参加 * 鴨川市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱に基づく対応指針を策定・周知し、更なる組織的な予防に取り組んだ。	△	総務課
20		相談者のプライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談体制の充実を図ります。	女性が直面する問題であることが多いがゆえに、プライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるように相談体制の充実を図ります。	* 総務課内に保健師を配置して、随時相談を受け付ける体制を取った。 【平成24年度】 * パワー・ハラスメントに関する研修会を2月28日に実施した。対象者:係長相当職以上(参加者数=73名)	△	総務課
21	教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	各小中学校において職場規律の向上を目的とした会議を開催し、セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進します。	県教育委員会からの通知文を各学校へ配付し、周知・徹底を図ります。また、各小中学校における服務規律の保持に係る会議や研修において、セクシュアル・ハラスメント防止に係る内容を位置づけます。	* 県からの不祥事防止研修会の実施通知により、各小中学校において研修会を実施した。 * 各小中学校のモラルアップ委員会の年間計画に基づき会議や研修会を実施した。 * 南房総教育事務所長の訪問校においては、不祥事根絶に向けた各校の取組みが校長より報告された。	○	学校教育課
22	事業所等に対する広報・啓発	セクシュアル・ハラスメント防止のための情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成した「男女雇用機会均等法」に関するリーフレット内にセクハラ対策について掲載されているため、このリーフレットを鴨川市商工会や市役所内に配架します。	* 左記リーフレットを商工会や本庁舎に配架した。 * 市ホームページにセクシュアル・ハラスメント防止対策に関する国ホームページへのリンクを掲載した。	△	産業振興課
23	防犯灯の設置の推進	時間帯に関係なく、女性が安全・安心に活動できるよう、市内各所への防犯灯の設置を推進します。	住民からの要望をもとに関係機関と協議し、防犯灯を新設するとともに、女性が安全で安心して行動できるよう努めます。	* 防犯灯を新設した。 【平成22年度】 56基 【平成23年度】 27基 【平成24年度】 31基 * 防犯カメラを設置した。 【平成24年度】 2箇所 (鴨川駅西口公園駐輪場・鴨川駅東口駐輪場)	○	消防防災課
24	鴨川市安全・安心メール配信事業	女性が自らの安全・安心を確保できるように、不審者などの防犯情報を登録された電子メールアドレスに迅速・正確に配信します。	警察署と連携し、女性が被害者とならないよう必要な防犯情報を迅速・正確に提供をします。	* 安全安心メールを配信した。 【平成22年度】 総数190件 【平成23年度】 総数132件 (うち不審者情報 5件) 【平成24年度】 総数128件 (うち不審者情報 1件) 平成25年2月15日現在	○	消防防災課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
③ 児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶						
25	児童虐待の早期発見と被害者支援の充実	児童虐待の予防と早期発見を図るため、相談窓口の設置と併せて乳児家庭全戸訪問事業を実施します。	児童虐待の予防と早期発見を図るため、相談窓口の設置と併せて乳児家庭全戸訪問事業を実施します。また、乳児家庭全戸訪問事業として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	* 相談窓口を設置した。 * 乳児家庭全戸訪問事業を実施した。 【平成22年度】対象数 263件 ・訪問数 264件 ※非対象世帯1件への訪問含む。 【平成23年度】対象数 259件 ・訪問数 245件 【平成24年度】 * 福祉総合相談センターにて、児童虐待相談受付を実施した。 * 児童虐待防止マニュアルを作成した。 * 乳児家庭全戸訪問事業を実施した。	○	福祉課 健康推進課
26		被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。	被害者発見時においては、福祉総合相談センターを中心に、関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。また、児童虐待・DV対応マニュアルを作成し支援に活用します。	* 相談業務を、児童係、家庭児童相談室、保健予防係保健師、障害福祉係保健師等にて対応した。 【平成22年度】16件 【平成23年度】9件 * 被害者発見時においては、関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行った。 * 児童虐待・DV対応マニュアル作成のための検討を行った。 【平成24年度】 * 福祉総合相談センター社会福祉士、児童係社会福祉士、家庭児童相談室、保健予防係保健師による専門職協働体制にて対応した。 * 被害者発見時においては、関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行った。 * 児童虐待・DV対応マニュアルを作成した。	○	福祉課 健康推進課
27	高齢者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	高齢者とその家族を対象として、医療・介護・福祉などに関する総合的な相談窓口を設置し、被害者の発見に努めます。	高齢者虐待防止のため、啓発活動を実施します。平成24年度から福祉課を窓口とするともに、福祉総合相談センターとの連携にて啓発活動を推進します。	* 地域包括支援センターを高齢者虐待相談窓口として設置した。 【平成22年度】虐待対応15件 【平成23年度】虐待対応15件 * 高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催した。 【平成22年度】1回 【平成23年度】2回 【平成24年度】1回 * 高齢者虐待防止推進会議を開催した。 【平成22年度】5回 【平成23年度】4回 【平成24年度】4回 * 高齢者虐待防止推進会議にてチラシ・のぼりを作成した。 * 病院・施設を訪問し、専門職へ鴨川市高齢者虐待対応マニュアルの研修会を開催した。 * 高齢者虐待防止推進会議にて、日曜日にスーパー入口でのチラシ配布・「虐待防止劇の実施」により啓発活動を推進した。 * 小中学校の児童・生徒への啓発活動とともに、チラシの全戸配布、医療機関、介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の商業施設、地区社協、老人クラブなどを通した啓発活動を実施した。	○	健康推進課
28		鴨川、長狭、江見、天津小湊の各地区において相談の受付を行います。	高齢者虐待の早期発見を目的に、高齢者が相談しやすい環境づくりとして、各地域ごとに設置した高齢者相談センターにて相談を受付します。(鴨川地区については、ふれあいセンターにて受付)	* 高齢者虐待についての相談を受付した。(鴨川地区はふれあいセンター、長狭地区・江見地区・天津小湊地区は、各高齢者相談センターにて相談を受付。) 【平成22年度】相談・通報実績 15件 【平成23年度】相談・通報実績 15件 【平成24年度】相談・通報実績 14件 (平成25年2月末現在)	○	健康推進課
29		被害者発見時においては関係機関等との連携のもと再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	被害者である高齢者の保護を最優先に、家族への支援を併せて行うべく、地域ケア会議の開催などにより、適切な支援方針を検討し支援を行います。	* 関係する専門職(医師、看護師、ケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士など)による事例検討会議(地域ケア会議)を開催した。 【平成22年度】5回 【平成23年度】6回 【平成24年度】11回 (平成25年1月末現在)	○	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
30	障害者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	障害者に対する虐待の早期発見を図るため、本人や家族からの相談を随時受け付けるほか、関係機関等との連携を密にします。	常に関係機関等との連携を意識しながら業務を進めることにより、虐待事例発見時に迅速に対応できるよう支援体制の充実を図ります。	* 国、県による虐待防止法研修会を受講した。 【平成23年度】 11月4日(1名参加) ・ 3月22日(3名参加) 【平成24年度】 * 障害者虐待防止法が定める「鴨川市障害者虐待防止センター」の設置に向け準備した。 * 障害者虐待防止センターを設置するため、準備及び打合せを実施した。(対応マニュアル作成) 4月～9月 ・ 4回開催 * 障害者虐待防止センターを設置した。(H24.10.1) * 法施行後は「鴨川市障害者虐待防止センター」を円滑に運営し虐待防止と啓発活動を行った。 * 市広報誌に掲載10/1号及びホームページに掲載した。 * 国、県による虐待防止法研修会を受講した。7/26(2名参加) 9/21・9/25・9/28(3名参加)	○	福祉課
31		被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	常に関係機関等との連携を意識しながら業務を進めることにより、虐待事例発見時に迅速に対応できるよう支援体制の充実を図ります。	* 国、県による虐待防止法研修会を受講した。 【平成23年度】 11月4日(1名参加) ・ 3月22日(3名参加) 【平成24年度】 * 障害者虐待防止法が定める「鴨川市障害者虐待防止センター」の設置に向け準備した。 * 障害者虐待防止センターを設置するため、準備及び打合せを実施した。(対応マニュアル作成) 4月～9月 ・ 4回開催 * 障害者虐待防止センターを設置した。(H24.10.1) * 法施行後は「鴨川市障害者虐待防止センター」を円滑に運営し虐待防止と啓発活動を行った。 * 市広報誌に掲載10/1号及びホームページに掲載した。 * 国、県による虐待防止法研修会を受講した。7/26(2名参加) 9/21・9/25・9/28(3名参加)	○	福祉課
主要課題3 学校教育等における男女平等に関する教育・学習の推進						
① 小中学校における男女平等に関する教育・学習の推進						
32	男女平等の視点に立った教育・学習の推進(◎)	学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮や、男女平等に関する歴史の学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。	男女平等の視点に立った校内組織の見直しと固定観念解消のため職員研修を実施します。教科・領域年間指導計画における男女平等の視点にたった内容について再確認します。また、男女平等の視点に立った教職員の適切な指導や言動について日常的実践を積み重ねます。	* 校内のあらゆる組織を男女平等の視点で見直し、必要に応じて改善を行った。 * 職員研修の充実と教育活動全般での日常的指導を実践した。 * 児童生徒の主体的な活動となるような人権教育キャンペーン活動期間を計画し実施した。	△	学校教育課
33		小中学校における教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。	教科領域の年間指導計画から男女平等の視点に立って指導内容を再確認し、必要があれば教材について加除訂正を行います。	* 小学校新学習指導要領準拠の教科年間指導計画を作成した。 * 総合的な学習の時間、道徳、特別活動の年間指導計画を再確認した。 * 実践・評価と教材等を加除訂正した。	○	学校教育課
34	人権教育の推進	自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。	県教育委員会から配付される「学校人権教育指導資料」を各学校へ配付し、周知を図ります。また、県教育委員会が主催する学校人権研究協議会への担当者の参加を義務づけ、人権教育の推進を図ります。	* 県から配付された「学校人権教育指導資料」に基づき、各校において研修を実施した。 * 千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト、全国中学生人権作文コンテスト千葉県大会へ参加した。 【平成22年度】作文コンテスト応募数 285点 (市内4中学校) 【平成23年度】作文コンテスト応募数 173点 (市内3中学校) 【平成24年度】作文コンテスト応募数 188点 (市内3中学校)	○	学校教育課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
35	男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	性別にかかわらず、生徒一人ひとりの資質や適正に配慮した進路指導を推進します。	鴨川市小中一貫モデルプランに基づき、小学校1年生から継続した9年間の「生き方学習」を実施し、発達段階に即した進路学習を実施します。また、職業の世界を広げるとともに自己の適性についても学ぶ機会を設け、個性や資質にあった進路指導を推進します。	* 発達段階に応じ、異学年や地域社会との積極的な交流学习を実施した。 * 生徒の思いや願い、保護者の意向等を十分に考慮するとともに、生徒一人ひとりの資質や適正にあった進路相談を実施した。	○	学校教育課
② 乳幼児期からの男女平等意識の形成						
36	男女混合名簿の採用	子ども達を男女の区別なく保育又は教育し、男女平等の意識付けを行うため、小中学校、幼稚園、保育園において男女混合名簿を継続して採用します。	小中学校・幼稚園・保育園においては男女平等の意識の基に教育を実践し、男女平等の意識付けのために男女混合名簿を使用していきます。	* 市内保育園・幼稚園・小中学校において、男女混合名簿を使用した。	○	福祉課 学校教育課
37	男女共同参画の視点に立った教材等選定の推進	保育と幼児教育の現場における教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。	既存教材について、固定的な性別役割分担意識が指導者にないかどうかを点検し、指導方法について再検討を行います。新規教材導入の際は、固定的な性別役割分担にとらわれにくいもの、または指導者が男女平等の視点に立って指導しやすいものを検討します。	* 男女共同参画の視点を加味し、保育の現場における教材等の選定を行った。 * 既存教材の点検と職員の固定的な性別役割分担意識の解消を図った。 * 既存教材の指導方法について、男女平等の視点に立った指導方法の改善策の立案を行った。	△	福祉課 学校教育課
38	職員研修の充実	幼稚園教諭に対して能力向上のための研修の案内を行い、積極的な参加を促進します。	チラシ、市広報誌、ホームページ等、あらゆるメディアを活用して、研修機会を周知させます。	* 年間10回程度の研修会（園長・教頭会議、主任研修会、研究主任研修会）を実施した。 * 長期休業中に講師を招聘しての研修会を開催した。 平成24年8月7日「子どもの心の発達課題と支援について」 鴨川中学校にて（参加者50名）	○	学校教育課
③ 性についての正しい理解の促進						
39	性に関する相談受付体制の整備	各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩みについて子どもが相談しやすい環境を整備します。	市内各学校においては教育相談箱の設置や教育相談週間を設ける等、児童生徒の悩みについて早期に対応できるよう努めていきます。また、県教育委員会のスクールカウンセラー等配置事業で各中学校に配置されているカウンセラーにより、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助、児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援していきます。	* 教育相談箱の設置や教育相談週間の実施など、各校の実態に合わせて取り組んだ。 * スクールカウンセラーによる生徒全員面接の実施など、相談しやすい環境の整備に努めた。 【平成22年度】児童生徒からの相談件数 420件 【平成23年度】児童生徒からの相談件数 267件 【平成24年度】児童生徒からの相談件数 159件（4～12月）	○	学校教育課
40	性に関する正しい理解を促進する教育の充実	性教育や健康教育の実施について計画を策定し、外部からの講師の招聘なども含めて、正しい性の理解に向けた教育を推進します。	関連教科領域における年間指導計画中に詳細な指導内容を位置付け、計画的・継続的な指導を実施します。児童生徒の発達段階に応じた課題に対し、専門医等を招いての学習会を実施し、性教育や健康教育の充実に努めます。	* 各小中学校において、専門医等を招いた薬物乱用防止教室や喫煙防止教室を実施した。 * 養護教諭と学級担任のチームティーチングによる保健指導を実施した。	○	学校教育課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
主要課題4 社会における男女平等に関する教育・学習の推進						
① 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実						
41	男女共同参画を推進する生涯学習の充実	男女が共に生活力を身に付けたり、その個性に応じて能力を高め多様な生き方を選択していくための学習機会の充実を図るとともに、市広報誌等を通じた情報提供に努めます。	誰もが等しく学習機会を得られるよう、市内にある大学関連教育研究施設と連携し、健康・スポーツ・文化の各分野における講演会等を実施し、それに係る情報を市広報誌やホームページで周知します。	* 大学交流事業として下記講演会を実施し、市広報誌とホームページで周知した。 【平成22年度】 ・東洋大学 11月6日(土)「今どきの日本語～だいじょうぶですか？あなたのそのことば」東洋大学セミナーハウス 32名参加 ・城西国際大学 9月25日(土)「日清・日露戦争再考―』『坂の上の雲』の時代と戦争」城西国際大学安房キャンパス 46名参加 【平成23年度】 - 城西国際大学・城西国際大学安房キャンパス 9月17日(土)「トウガラシやワサビによる胃腸健康法」60名参加 10月8日(土)「睡眠と健康・睡眠衛生のすすめ」50名参加 ・東洋大学 10月21日(金)「原発問題と今後の再生可能なエネルギーについて」75名参加 ・早稲田大学 3月20日(火/祝)「自ら育つ力」鴨川市文化体育館 約100名参加 【平成24年度】 - 東洋大学・早稲田大学から講師を招いて講演会・講座を実施 ・東洋大学 7月21日(土)「房総半島周辺の活断層と地震」東洋大学セミナーハウス 約120名参加 ・早稲田大学 1月19日(土)「エジプト考古学の魅力：発掘現場からの報告」文化財センター 84名参加	○	生涯学習課
42	図書館における男女共同参画に関する図書の実践(再掲)(◎)	男女共同参画に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書の充実を図ります。	公共図書館の役割の基、全ての利用者(性別、年齢、国籍問わず)のニーズや価値観等に対するの平等なサービスの提供が義務付けられています。その役割のもと、様々な分野の資料の収集に努めています。	* 幅広い人権意識をテーマにした書籍の出版情報を収集し、購入した。 【平成22年度末現在】図書館全蔵書数73,167冊 【平成23年度末現在】図書館全蔵書数76,106冊 * 人権意識をテーマにした中高生向け、または、児童向け資料を中心に出版情報の収集に努め、購入本は新着本コーナーに展示した。	○	生涯学習課(図書館)
43		男女共同参画に関する図書の利用件数が増加するように、展示の仕方等を工夫します。	公共図書館の役割を踏まえ、利用者の多様なニーズに応えながら、的確な配架や展示の工夫をしていきます。	* 幅広い人権意識をテーマにした中高生や児童向けの資料を中心に、12月の人権週間の期間に展示するとともに、案内ボード等を利用し市民へのPRに努めた。	△	生涯学習課(図書館)
44	パパママ学級の開催(◎)	男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	妊娠5～8か月の妊婦とその家族を対象とするパパママ学級を開催し、妊娠、出産、育児に対する知識の普及を図り、母体の疾病を予防し、安心して健やかな出産、育児ができるよう支援するとともに、集団指導により、仲間づくりを促します。また、パパママ学級受講歴のある産後3～6か月の母親と、その子どもや家族を対象とするパパママ学級同窓会をパパママ学級と併せて開催し、育児に関する保健指導等を行うとともに、産前・産後の母親同士の交流を通じての仲間づくりを支援します。	* パパママ学級を開催した。5回／コース 年3コース 【平成22年度】参加者数 妊婦：実人数52人(延182人) 夫：実人数17人(延23人) 【平成23年度】参加者数 妊婦：実人数34人(延111人) 夫：実人数6人(延7人) 【平成24年度】参加者数 妊婦：実人数55人(延153人) 夫：実人数9人(延15人) * パパママ学級同窓会を開催した。 【平成22年度】 年3回開催 参加者数：31組 【平成23年度】 年3回開催 参加者数：35組 【平成24年度】 年3回開催 参加者数：20組 (見込み)	○	健康推進課
45	育児、介護等に関する講座等への男性の参加促進(◎)	育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	各種講座等への男性の参加の促進を図ります。パパママ学級、介護予防サポーター養成講座を開催します。食生活改善推進員等と連携します。	* パパママ学級：父親向けのプログラムを検討した。 * 介護予防サポーター養成講座：天津小湊地区において実施修了者23名中男性4名が参加した。 * 介護予防サポーター養成講座：養成対象地区の拡大方策等について検討した。 * 食生活改善推進員：男性の登録促進への取組み	△	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
② 地域における男女共同参画に関する学習活動の支援						
46	出前講座への講師派遣事業(◎)	男女共同参画について身近な地域で学べる機会の充実を図るため、出前講座への講師の派遣を検討します。	男女共同参画社会について、地域単位での講座(教室)を開設することで、より身近に気軽に参加してもらうことを目的とします。	* 既存の公民館教室等へ組み入れて開催することが、効率的であり、現実的であるものと考えている。担当課と協議のうえ、平成25年度から、まず試行する方向で考えている。	△	企画政策課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
基本目標2 政策・方針決定過程への女性の参画促進						
主要課題1 行政における政策決定過程への女性の参画促進						
① 各審議会等委員への女性の参画促進						
47	審議会等における女性委員の登用の促進(◎)	「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、各審議会等における女性の登用率が30%以上になるように努めます。	市の審議会等において、女性委員を積極的に登用し、女性委員比率の目標である30%以上の達成に努めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。また、その促進を図るため、登用状況等を調査します。	* 審議会等の新設または改選時には、委員名簿の提出を求めるとともに、女性登用率が低い場合には、今後の取組・検討を促した。 【平成22年度】委員数 308人(うち女性委員数)61人(女性登用率)19.8% 【平成23年度】委員数 281人(うち女性委員数)54人(女性登用率)19.2% 【平成24年度】委員数 308人(うち女性委員数)60人(女性登用率)19.5%	△	総務課 各所属
48	行政情報の積極的な公開	市民の市政への関心を高め、更なる参画を促進するため、行政情報の積極的な公開に努めます。	審議会等について、市民の声を採り入れることにより公正で開かれた市政の実現を促進するとともに、市政への関心を高め更なる参画を促進するため、「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、委員の公募や会議の公開を行います。附属機関等の会議の運営状況について毎年1回公表します。	* 審議会等の委員の公募や会議を公開し、会議結果については、市政情報コーナーへ配架するとともにホームページ等にて公表した。	○	各所属
② 女性職員の政策決定過程への参画促進						
49	女性職員の管理職への登用の促進	性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。	本市全職員における女性割合が約45%であるのに対し、管理職(課長補佐相当職以上)に占める女性割合は数パーセントという状況の中で、市政の意思決定過程へ男女がともに参画していくためには、管理・監督者となる女性職員を増やしていく必要があります。女性職員の管理監督者への登用に努めるとともに、能力を発揮できる職場環境づくりを併せて行います。	* 男女の別なく、能力と適性に応じて、公平な職員配置に努めるとともに、女性職員の管理監督者への登用に努めた。 【平成22年度】 職員数 498人 管理職数 72人 (うち女性の管理職数4人) 登用率 5.6% 【平成23年度】 職員数 495人 管理職数 68人 (うち女性の管理職数4人) 登用率 5.9% 【平成24年度】 職員数 497人 管理職数 64人 (うち女性の管理職数5人) 登用率 7.8%	△	総務課 各所属
③ 女性の人材の育成						
50	各種セミナー等への女性職員の派遣	関連自治体等との協力のもと、職員のレベルに応じたセミナー等を開催します。また、外部団体が開催するものなど、各所で開催されるセミナー等への職員の参加を促進します。	女性職員に対し、千葉県自治研修センター等での研修など、キャリア形成、資質向上等に資する研修に参加を促します。また、女性の潜在する能力の開発・育成を行うため、セミナーや研修等を通じた人材育成や、イベント等の情報提供を行います。	* 千葉県自治研修センター主催の研修会へ参加した。 【平成22年度】 ファシリテーション研修・タイムマネジメント研修等 7講座 ・ 参加者 12名 【平成23年度】 問題解決力能力向上研修・住民協働推進研修等 14講座 ・ 参加者 35名 【平成24年度】 「女性職員スキルアップ研修会」参加者1名 外 9課程 参加者 10名 * 安房郡市広域市町村圏事務組合主催の研修会に参加した。 【平成23年度】 2講座 参加者 12名 【平成24年度】 6講座 参加者 40名	○	総務課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
主要課題2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進						
① 女性の登用促進に関する働きかけ						
51	事業所等に対する広報・啓発	関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成したリーフレット「男女雇用機会均等法のあらまし」について、事業所等に対し、広報・啓発を行います。このリーフレットには、「ポジティブ・アクション」について、紹介されており、事業者のみならず一般市民にも分かりやすい内容となっているため、多くの市民の目に触れるように市の主要施設に配架します。	* 庁内においてリーフレットを配架した。 * 市内事業所または、市の主要施設に配架した。 * 市ホームページにポジティブ・アクションに関する国ホームページへのリンクを掲載した。	△	産業振興課
② 女性人材の育成						
52	研修会などに関する情報の収集と提供	女性の能力向上のために開催される研修会等の情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	県から定期的送信される「ちば男女共同参画情報マガジン」等から、女性の能力向上のために開催された研修会等について、市広報誌やホームページに掲載し、広く情報提供します。	* 女性の能力向上のために開催された研修会等について、市広報誌やホームページに掲載し、広く情報提供した。	△	企画政策課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
基本目標3 家庭や地域における男女共同参画の促進						
主要課題1 家庭における男女共同参画の促進						
① ワーク・ライフ・バランスの啓発						
53	事業所等に対する広報・啓発(◎)	ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	「ワーク・ライフ・バランス」について、広く事業者の理解得られるよう、本市独自のチラシを作成し、鴨川市商工会会員に対し配付します。その後もそのチラシを市民に周知啓発する目的で、市の主要施設に配架します。	*「ワーク・ライフ・バランス」を周知する本市独自のチラシを作成し、鴨川市商工会会員1,100事業所に配付したほか、市の主要8施設(本庁舎・天津小湊支所・ふれあいセンター・図書館・各出張所等(江見・吉尾・小湊・市民SC))に配架し、本市ホームページにも掲載した。	△	産業振興課
② 男性の家事・育児・介護への参画促進						
54	男性の食生活改善事業(◎)	主に高齢男性の食の自立を目的として、健康づくりに関する知識や調理技術の向上に関する講習会等を実施します。	鴨川市食生活改善協議会と協力し、男性向けの食育活動を実施するとともに、主に男性で組織される任意団体の活動を支援します。	*男性のための食育活動を食生活改善協議会に委託して実施した。 【平成22年度】実施回数 9回 参加者数 111人 【平成23年度】実施回数 12回 参加者数 113人 【平成24年度】実施回数 12回(見込み) *任意団体「食楽会」の活動に対し、人的支援を実施した。	△	健康推進課
55	パパママ学級の開催(再掲)(◎)	男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	妊娠5～8か月の妊婦とその家族を対象とするパパママ学級を開催し、妊娠、出産、育児に対する知識の普及を図り、母体の疾病を予防し、安心して健やかな出産、育児ができるよう支援するとともに、集団指導により、仲間づくりを促します。 また、パパママ学級受講歴のある産後3～6か月の母親と、その子どもや家族を対象とするパパママ学級同窓会をパパママ学級と併せて開催し、育児に関する保健指導等を行うとともに、産前・産後の母親同士の交流を通じての仲間づくりを支援します。	*パパママ学級を開催した。5回／コース 年3コース 【平成22年度】参加者数 妊婦:実人数52人(延182人) 夫:実人数17人(延23人) 【平成23年度】参加者数 妊婦:実人数34人(延111人) 夫:実人数6人(延7人) 【平成24年度】参加者数 妊婦:実人数55人(延153人) 夫:実人数9人(延15人) *パパママ学級同窓会を開催した。 【平成22年度】年3回開催 参加者数:31組 【平成23年度】年3回開催 参加者数:35組 【平成24年度】年3回開催 参加者数:20組(見込み)	○	健康推進課
56	育児、介護等に関する講座等への参加促進(再掲)(◎)	育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	各種講座等への男性の参加の促進を図ります。パパママ学級、介護予防サポーター養成講座を開催します。食生活改善推進員等と連携します。	*パパママ学級:父親向けのプログラムを検討した。 *介護予防サポーター養成講座:天津小湊地区において実施修了者23名中男性4名が参加した。 *介護予防サポーター養成講座:養成対象地区の拡大方策等について検討した。 *食生活改善推進員:男性の登録促進への取組み	△	健康推進課
主要課題2 地域活動等における男女共同参画の促進						
① 地域社会への啓発						
57	地域社会に対する広報・啓発	市広報誌やホームページ等への掲載や自治組織等を単位とした回覧を通して、地域社会に対する広報・啓発を行います。	市広報誌やホームページに情報掲載を行うと共に、自治組織内でスムーズに回覧がなされるよう市民からの問い合わせ等に答えます。	*市広報誌やホームページに情報を掲載し、回覧板を通じて自治組織内に情報を周知した。 自治組織数:909組織 区:95区 組:814組	○	市民交流課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
② 地域活動への支援						
58	市民活動団体等が取り組むまちづくりに対する支援	市内の市民活動団体や自治組織等が自主的かつ主体的に行うまちづくりに対して、財政的支援を行います。	市民提案のまちづくり支援事業を実施し、審査を通過した団体に補助金を支給します。また、どのように補助金を活用し、活動したかを公開で報告してもらうことで市民への周知、団体の発展を促します。	* 市民提案によるまちづくり支援事業において、公開プレゼンテーション及び事業成果報告会を開催し、市民への周知とともに、団体の発展を促した。 【平成22年度】プレゼン実施日 8月1日 参加団体 8団体 報告会実施日 平成23年4月23日（平成22年度分） 【平成23年度】プレゼン実施日 6月25日 参加団体 9団体 【平成24年度】プレゼン実施日 4月14日 参加団体 7団体	○	市民交流課
59	自治組織等の維持・活性化の促進	自治組織等への各種支援の実施を通して、組織の維持と活性化を図り、行政との連携・協働を促進します。	市民の中から市政協力員を選出してもらい、回覧板を利用し、行政からの情報を周知することで行政と自治組織の連携、協働を推進します。	* 市政協力員の協力のもと、回覧板を通じて行政からの情報を周知した。 【平成22年度】回覧総数 26件 【平成23年度】回覧総数 38件 【平成24年度】回覧総数 34件	○	市民交流課
60	市民活動団体の活性化の促進	まちづくりの担い手となる市民活動団体に関する情報を提供し、市民の参画促進へ向けた意識啓発と団体間の交流による地域活動の活性化を図ります。	「きっかけづくりガイド」として市民活動団体一覧を発行し、各団体の活動活性化を図ります。	* 「きっかけづくりガイド」（市民活動団体一覧）を作成し、市の主要施設に配架するとともに、市ホームページ上で公開した。 配架状況 【平成22年度】20部×18施設 【平成23年度】20部×20施設 【平成24年度】20部×20施設	○	市民交流課
③ 女性リーダーの育成						
61	研修会などに関する情報の収集と提供	女性リーダーの育成のために開催される研修会等に関する情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	国や県主催の女性リーダー育成研修会等への参加を促すため、市の広報誌やホームページ等を通して情報を提供します。	* 女性リーダーの育成のために開催される研修会の情報を収集し、随時、市ホームページ、チラシ等を通して情報提供した。	△	企画政策課
主要課題3 国際理解の醸成と外国人への支援						
① 地域における国際理解の醸成						
62	姉妹都市等の諸外国との草の根交流の推進	姉妹都市であるアメリカ合衆国マントワック市等との国際交流活動を通して、地域における国際理解の向上と併せ、時代に即した国際的な人材の育成を推進します。	姉妹都市マントワック市に、中高生6名を派遣するとともに、マントワック市の中高生6名を本市に受け入れます。滞在中は、ホームステイを中心に市民レベルの交流を深めます。	* 鴨川市の中高生6名をマントワック市に派遣した。 【平成22年度】7月30日～8月9日 【平成23年度】7月29日～8月9日 【平成24年度】7月31日～8月10日 * マントワック市から中高生6名を受け入れた。 【平成22年度】7月21日～7月30日 【平成24年度】7月22日～7月31日	○	市民交流課
63	国際交流関係団体に対する支援	国際交流活動等を実施する民間の国際交流団体への支援を行います。	鴨川市国際交流協会の事務全般を担います。平成22年度から補助金の支払いはありません。	* 鴨川市国際交流協会の事務局として、同協会が実施する国際交流事業へ参画した。 【平成22年度】主なイベント ・外国人のための防災教室(6月20日) ・第6回「市民友好の翼事業(10月7日～14日) ・世界の料理教室(韓国編)(2月13日) 【平成23年度】主なイベント ・外国人のための料理教室(魚料理編)(6月22日) ・ハロウィンパーティー(10月30日) ・ハンガリアンクリスマス(12月11日) 【平成24年度】 * 主なイベント ・中国春節行事(10月27日) ・ハロウィンパーティー(10月20日) ・ガーナ料理教室(2月17日) ・防災教室(3月10日) 外	○	市民交流課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
64	CIR(国際交流員)の活用	CIRを活用し、外国語刊行物等の編集や翻訳、外国からの訪問客の接遇、イベント等における通訳を行うほか、地域住民の異文化理解のための交流活動の充実を図ります。	外国からの手紙や新聞など関連媒体をその都度と訳し、新聞提供等PRを行います。姉妹都市からの訪問者が来日した際の通訳を行います。鴨川市国際交流協会の実施する事業の企画・助言・立案をします。	* 平成22年度のウィスコンシン州選出下院議員来訪時をはじめ、例年実施している国際姉妹都市マニトワック市との交流事業において、通訳を務めている。	○	市民交流課
65	ALT(外国語指導助手)の活用と外国語教育の充実	ALTを活用し、市内の小中学校・幼稚園における外国語教育の充実を図ります。	全ての幼稚園、小中学校にALTを配置し、幼児期からの継続した外国語活動を実施することで、言語や文化についての理解を深めるとともに、音声や表現に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。	* 小学校1年生から英語活動を教育課程に位置付けるとともに、すべての英語活動の時間にALTを配置した。 【平成22年度】ALT配置数 4名 【平成23年度】ALT配置数 4名 【平成24年度】ALT配置数 5名 * 幼稚園においてもALTによる英語活動を計画的に実施し、外国の文化や言語に触れる機会を提供した。	○	学校教育課
② 外国人に対する支援						
66	外国人相談窓口の設置	在住外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるように、外国語により対応する相談窓口を設置し、各種相談の受付を行います。	英語及びやさしい日本語による外国人向け相談窓口を設置しています。電話や来庁のほか、ホームページでの問合せやメールでも対応しています。	* 外国人向けの相談窓口を(市民交流課に)設置した。 【平成22年度】相談件数23件 【平成23年度】相談件数12件 【平成24年度】相談件数5件 * 従来より、ボランティアによる外国人向けの日本語教室を週2回実施しており、この場において、日常生活相談も受けている。	○	市民交流課
67	市内在住の外国人への情報提供の充実	市の行政サービスや公共施設などの情報を網羅したガイドブックの外国語版を作成し、配布します。	鴨川市国際交流協会と協力し、英文広報紙を月1回発行します。鴨川市くらしのガイドの外国語版の修正を行います。鴨川市ホームページの英語版を作成(更新)します。	* 英文広報紙「コミュニケーター」を年12回発行した。 * 鴨川市ホームページの英語版を作成(更新)した。 * 英語、中国語、韓国語、日本語の4か国語による「鴨川市くらしのガイド」を作成し、配布している。(平成21年度から)英語版については平成24年度に更新を実施	○	市民交流課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
基本目標4 男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり						
主要課題1 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保のための環境づくり						
① 女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進						
68	事業所等に対する広報・啓発	女性の雇用と労働条件向上に関する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成したリーフレット「男女雇用機会均等法のあらまし」等について、事業所に対し、広報・啓発を行います。市内事業所や市の主要施設に対してポスターの掲出やチラシによる啓発活動を実施します。	* 庁内にて、ポスターやリーフレットを配布した。 * 市内事業所等に対するポスターの掲出やリーフレットによる啓発活動を実施した。 * 市ホームページに男女雇用機会均等法に関する国ホームページへのリンクを掲載した。	△	産業振興課
② 就職希望者に対する情報提供						
69	求人情報の提供及び相談窓口の設置	市外のハローワークまで行かなくとも市内の求人情報を閲覧できるよう、市役所1階において求人情報を公開するとともに、定期的に相談窓口を設置します。	市民のニーズは高いため、就職相談業務が実施できる体制にしていくなど利便性を高めていきます。	【平成22年度～平成23年度】 * 求人情報シートの閲覧スペースとして、市役所1階に求人情報コーナーを設置するとともに、毎月第2、4金曜日には一日ハローワークを実施した。 * 平成24年3月30日をもって求人情報コーナーを廃止した。 【平成24年度】 * 平成24年4月2日より本庁舎1階に「ふるさとハローワーク」を設置し、就職相談業務が実施できる体制を確保した。ハローワーク利用者数8,807名(1月31日現在)	○	産業振興課
70	女性の再就職の促進(◎)	ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	ハローワーク等の関係機関と連携しながら女性の再就職希望者の雇用の場を確保していきます。	【平成22年度～平成23年度】 * 求人情報シートの閲覧スペースとして、市役所1階に求人情報コーナーを設置するとともに、毎月第2、4金曜日には一日ハローワークを実施した。 【平成22年度】 利用者数 5,744名 【平成23年度】 利用者数 5,821名 (内女性2,985名) 【平成24年度】 * 平成24年4月2日より「ふるさとハローワーク」を設置し、平日(月曜日から金曜日まで)就職相談業務が実施できる体制整備を図った。 * 専門の相談員が職業相談等対応した。ハローワーク利用者数8,807名(1月31日現在) * タッチパネル式の求人検索機の導入により、全国の求人検索を可能とした。 * 国や県が主催する女性の再就職に関するセミナーについてホームページへ掲載した。(2件)	○	産業振興課
③ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知						
71	事業所等に対する広報・啓発	男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成したリーフレット「男女雇用機会均等法のあらまし」について、事業所等に対し、広報・啓発を行います。本リーフレットは、男女雇用機会均等法、女性労働者に係る措置、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等、働く女性のために有利な情報となっているため、多くの市民の目に触れるように市の主要施設にも併せて、配架します。	* 庁内にてポスターの掲出やリーフレットによる啓発活動を実施した。 * 市ホームページに男女雇用機会均等法に関する国ホームページへのリンクを掲載した。	△	産業振興課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
④ 雇用の場の充実						
72	雇用の場の充実	市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業家への低利融資等の支援を行います。	鴨川市企業等誘致委員会を開催し、新たな雇用の場が充実するよう検討します。中小企業資金融資制度の活用促進を図るとともに、融資に伴う保証料及び利子補給を行います。また、日本政策金融公庫の実施する経営改善資金(マル経融資)を利用している商工業者に対して利子補給を行います。ハローワーク館山との連携により雇用の安定と創出を図ります。また、求職者への情報提供や職業相談及び職業紹介を実施します。	* 求人情報コーナーを開設・運営した。 * 雇用情勢の悪化に対応するため、「緊急雇用対策事業」を活用し、雇用の創出を図った。 * 市制度融資利用者へ保証料及び利子補給を実施した。商工会を通じてマル経融資利用者への利子補給を実施した。 【平成24年度】 * 「ふるさとハローワーク」を開設し、求職者の職業相談と職業紹介、求人の受付を実施した。 * 鴨川市企業等誘致委員会を改めて設置し、地元雇用の場の確保に資する企業誘致施策を検討した。(委員会の開催1回)	○	産業振興課 企画政策課
主要課題2 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進						
① 農林水産業における男女の経営参画の促進						
73	家族経営協定の締結の促進(◎)	認定農業者を対象とした研修等において、家族経営協定の締結による男女のパートナーシップの確立について啓発を行います。	安房農業事務所改良普及課と連携し、認定農業者の講習会でパンフレット配布等により家族経営協定の締結を進めていきます。 目標値:安房地区農村漁村いきいき指標 家族経営協定締結数 16戸(平成27年度時点)	* 安房農業事務所主催講習会において、家族経営協定のパンフレット等を配布した。 【平成22年度】 参加者17名 締結数 0戸 【平成23年度】 参加者16名 締結数 3戸 【平成24年度】 参加者20名 締結数 12戸 (平成25年2月末日現在) ・認定農業者の研修会を実施した。(2/14)	○	産業振興課
74	農業体験セミナーの開催	新規就農希望者の経営の安定及び就農の継続・定着を促進するため、関係団体等と連携して農業に関する体験セミナーを開催します。	「農業の基礎知識を学ぶ研修会」として、鴨川市ふるさと回帰支援センターで鴨川いきいき帰農者セミナーを開催します。	* 鴨川いきいき帰農者セミナーを開催した。 【平成22年度】 17回開催 延160名参加 【平成23年度】 19回開催 延179名参加 【平成24年度】 19回開催 延250名参加	○	産業振興課
75	農林水産分野における女性の経営参画の促進と起業支援	県や周辺市町村などの関係団体との連携により、農林水産分野における女性起業家や起業グループの活動を支援する体制を整備します。	安房農業事務所が中心となり開催される、農林漁業者や消費者が一堂に会し、安房の良さを見直す、「安房地域いきいきフォーラム」に参加し、地域のすばらしさを実感し、男女がともに輝く地域づくりを目指しています。	* 「安房地域いきいきフォーラム」に参加した。 【平成22年度】 12月3日 会場:南総文化ホール 【平成23年度】 12月2日 会場:南総文化ホール 【平成24年度】 12月6日 会場:南総文化ホール * 農山漁村男女共同参画安房地区推進会議及び地域セミナーへ参加した。 【平成24年度】 1名参加 会場:南総文化ホール * 女性起業家グループ「安房うんめ〜もん会」に各種イベントへの参加を促した。 - 市内8起業家登録	△	産業振興課
② 自営業における男女の経営参画の促進						
76	自営業者への啓発と情報提供	商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。	鴨川市商工会と連携し、情報提供を行います。	【平成23年度】 * 鴨川市商工会と連携し、商工会員に対し、「ワーク・ライフ・バランス」に関するチラシを配付した。(1,100事業所) * 鴨川市商工会と連携して男女共同参画について働きかけた。 【平成24年度】 * 市ホームページにワークライフ・バランスに関する国ホームページへのリンクを掲載した。	○	産業振興課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
77	事業資金の低利融資	金融機関等と連携して、既存の自営業者や起業を行う者に対して、事業資金の低利での融資を行います。	中小企業資金融資制度の活用促進を図るとともに、融資に伴う保証料及び利子補給を行います。また、日本政策金融公庫の実施する経営改善資金(マル経融資)を利用している商工業者に対して利子補給を行います。	* 市制度融資利用者へ保証料及び利子補給を実施した。商工会を通じてマル経融資利用者への利子補給を実施した。 * 売上高が減少している中小企業者を認定することで、信用保証協会の実施するセーフティネット保証の別枠利用を推進した。 * 東日本大震災の影響に伴い、市制度融資の限度額を一定期間拡大した。 * 市内金融機関と制度融資の利用促進を図るための会議を実施した。 【平成24年度】 * 市制度融資のしおりを作成して、金融機関や商工会に配布し、利用促進に努めた。 * 市制度融資利用件数 92件 ・ マル経融資利用件数 177件	○	産業振興課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
基本目標5 男女が共に自立し、生涯を通して安全・安心に暮らせる環境づくり						
主要課題1 子育てを支援する環境の充実						
① 保育事業の充実						
78	幼保一元化の推進 (◎)	一体型施設や近接施設において、4・5歳児には幼稚園での幼児教育を提供し、0～5歳児の共働き家庭の児童には保育サービスとして朝夕の延長保育を提供する幼保一元化を引き続き推進します。	学校施設の適正規模・適正配置を図りながら、幼稚園における4・5歳児の幼児教育が全ての園で実施されるように努めます。また、併せて預かり保育の実施に努めます。特に、4・5歳児教育が実施されていない江見地区、天津地区で幼保一元化の推進を図ります。	* 以下の地区で幼保一元化(預かり保育)を実施した。 【施設一体型】 長狭地区 ・ 西条地区 ・ 小湊地区 【施設分離型】 鴨川地区 ・ 田原地区 * 長狭地区の学校適正配置に伴い、旧吉尾小学校施設を幼保一元化施設として整備した。 * 天津地区幼稚園施設整備(天津小学校内に幼稚園施設を整備)のための設計を実施した。	○	福祉課 学校教育課
79	多様な保育サービスの充実	多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るため、延長保育、一時保育、預かり保育を継続して推進します。	預かり保育を実施している地域と実施していない地域との地域間格差を解消するため、市内全ての幼稚園で4・5歳児教育及び預かりの保育を目指します。 延長保育実施保育園→ 市内保育園10園中8園 一時保育 → 西条保育園	* 以下の地区で幼保一元化(預かり保育)を実施した。 【施設一体型】 長狭地区 ・ 西条地区 ・ 小湊地区 【施設分離型】 鴨川地区 ・ 田原地区	○	福祉課 学校教育課
80	学童保育の充実 (◎)	市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するとともに、未設置の小学校区での新設を促進します。	市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付します。	* 学童クラブを運営する4団体に補助金を交付した。 ①鴨川小 ②東条小 ③西条小と田原小の合同運営 ④小湊小(平成23年度から) (* 長狭地区を対象としている学童クラブは、補助対象人数(10名以上)に満たないため補助金交付対象外となっている。)	○	福祉課
② 地域が一体となった子育て支援体制の充実						
81	事業所等に対する広報・啓発	育児休業や介護休業の取得に関連して事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。	事業所等にポスターの掲出やチラシによる啓発活動を行い、育児休業や介護休業の取得に関する関心を高めます。	* 庁内にてポスターの掲出やチラシによる啓発活動を実施した。 * 各事業所に対しポスターの掲出依頼やチラシによる啓発活動を実施した。 * 市ホームページに育児休業や介護休業の取得に関する国ホームページへのリンクを掲載した。	△	産業振興課
82	市役所内における育児・介護休業等に関する職場環境の整備	育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求をすることができる制度等について、職員への周知・定着を推進します。	育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図り、育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求をすることができる制度等の周知を行い、定着を図ります。	* 育児・介護休業制度等について、定期的に周知する。 【平成22年度】 育児休業取得者 女性:11名(取得率100%) 男性:0名 介護休業取得者 0名 【平成23年度】 育児休業取得者 女性:13名(取得率100%) 男性:0名 育児部分休業取得者 女性:1名 介護休業取得者 1名 【平成24年度】 育児休業取得者 女性:18名(取得率100%) 男性:0名 育児部分休業取得者 女性:1名 介護休業取得者 3名(女性2名、男性1名)	○	総務課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
83	子育てに関する相談事業	育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。	乳幼児健診において育児相談を行うとともに、主に乳幼児健康診査において事後フォローが必要な児に対し、乳幼児健康相談を実施します。	* 乳幼児健診を実施した。 ・乳児 6回/年 ・1歳6か月 6回/年 ・3歳 6回/年 * 乳幼児健康相談事業を実施した。 【平成22年度】 ・すくすく相談 4回/年(125人) ・のびのび相談 6回/年(14人) ・ぐんぐん相談 6回/年(31人) 【平成23年度】 ・のびぐん相談 6回/年 (25人) 【平成24年度】 ・のびぐん相談 6回/年 (35名の見込み)	○	健康推進課
84	子育て総合支援センターの利用促進	保育士と保健師による育児相談、保護者または子ども同士での交流といった機会の提供を通して育児不安などの解消を図るため、子育て総合支援センターの利用を促進します。	保育士と保健師による育児相談、保護者または子ども同士での交流といった機会の提供を通して育児不安などの解消を図るため、子育て総合支援センターの利用を促進します。	* 子育て総合支援センターの利用を促進した。 【平成22年度】 市広報誌10/1号にて施設及び活動内容の周知啓発を図った。 【平成23年度】 市広報誌4/1号にて施設及び活動内容の周知啓発を図った。 【平成24年度】 市広報誌4/15号にて施設及び活動内容の周知啓発を図った。	○	福祉課
85	ファミリー・サポートセンターの利用促進(◎)	子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポートセンターの利用を促進します。	子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポートセンターの利用を促進します。	* ファミリーサポートセンターの利用を促進した。 【平成22年度】 利用実績 44件 市広報誌10/1号にて募集記事を掲載 【平成23年度】 利用実績 53件 【平成24年度】 利用実績 58件(1月末現在) 市広報誌10/1号にて募集記事を掲載	△	福祉課
③ ひとり親家庭への支援の充実						
86	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭における負担を軽減し、子どもを健全に育成していくための経済的支援を実施します。	ひとり親家庭における負担を軽減し、子どもを健全に育成していくための経済的支援を実施します。	* ひとり親家庭等医療費等助成及び母子家庭自立支援を実施した。 【平成22年度】 実績 1,700件 【平成23年度】 実績 2,405件 【平成24年度】 実績 2,000件(見込み)	○	福祉課
87	ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供の実施	関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	* 関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行った。 * 民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施した。	○	福祉課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
主要課題2 高齢者・障害者の福祉の充実と自立・社会参画の促進						
① 高齢者・障害者の自立支援						
88	高齢者の自立支援	運動や食事に関する教室の開催や保健指導を通して高齢者の生活習慣病を予防するとともに、介護予防プランの作成やそれに基づく運動器の機能向上事業の実施、介護予防サポーターの育成により、要介護状態や認知症を予防するための取り組みを実施します。	介護保険法第115条の44条に基づく地域支援事業のうち、介護予防事業として次の事業を実施します。 ・二次予防事業の対象者把握事業 要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者(二次予防事業の対象者)を把握し、適切な介護予防へつなげます。 ・通所型介護予防事業(運動器の機能向上事業) 二次予防事業の対象者のうち、運動器の機能が低下している方等を対象に筋力向上トレーニングを実施します。 ・通所型介護予防事業(口腔機能の向上・栄養改善) 二次予防事業の対象者のうち、口腔機能が低下している方や体重減少が認められ、低栄養のおそれのある方等を対象に口腔機能向上及び栄養改善を目的とした指導等を実施します。 ・訪問型介護予防事業 二次予防事業の対象者のうち、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある方等を対象に、その居宅を訪問して相談・指導等を実施します。 ・介護予防普及啓発事業 65歳以上の者等を対象に、運動器の機能向上や口腔機能・栄養の改善、認知症予防など、介護予防についての基本的な知識を普及させます。 ・地域介護予防活動支援事業 地域で活動するボランティア(生活支援・介護予防サポーター)を養成するとともに、地域活動組織の育成・支援を実施します。	* 二次予防事業の対象者を決定した。 【平成22年度】 決定数:93人 【平成23年度】 決定数:76人 * 通所型介護予防事業(運動器の機能向上事業)としての筋力向上トレーニングを実施した。 【平成22年度】 実施者数:7人 【平成23年度】 実施者数:13人 * 通所型介護予防事業(口腔機能)を実施した。 【平成22年度】 教室参加者数:15人(うち二次予防事業の対象者9名) 【平成23年度】 教室参加者数:25人 * 介護予防普及啓発事業 転倒予防教室などを実施した。 * 地域介護予防活動支援事業 介護予防に関するボランティア団体の活動を支援した。	○	健康推進課
89	障害者の自立支援	本市において策定した障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施します。	障害者自立支援法による自立支援給付・地域生活支援事業のサービスを円滑に給付することにより障害者の自立支援を図ります。平成25年4月1日に施行予定の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」による福祉サービスの円滑な給付を実施します。	*自立支援給付サービスを適切な量、給付した。 *地域生活支援事業のサービスを適正な量、給付した。 *障害者手帳交付者数(4/1現在) 【平成22年度】 1,751人 【平成23年度】 1,794人 【平成24年度】 1,753人	○	福祉課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
90	介護・福祉環境の充実	高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して個別のケースに応じた適切なサービスや情報の提供を行います。	高齢者や障害者において、本人の状態に応じて必要なサービスが利用できるように、相談から支援につなげ、本人や家族の意向を踏まえた適切なサービスや情報の提供を行います。	*職員の相談支援技術の向上を図った。 *安房地域の3市1町との共同で、地域活動支援センターⅠ型への業務委託を実施した。委託先：安房地域生活支援センター（南房総市所在） *高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して適切なサービスや情報の提供を行った。 【平成22年度】 高齢者相談受付件数 612件 【平成23年度】 高齢者相談受付件数 520件 【平成24年度】 高齢者相談受付件数 439件(1月末現在) 障害者相談受付件数 44件(1月末現在)	○	健康推進課 福祉課
91	福祉作業所の設置	社会福祉協議会との連携のもと、雇用困難な障害者の自立に向けて福祉作業所を設置し、個々に応じた作業訓練や日常生活・集団行動に関する指導を行います。	作業所が、雇用されることが困難な知的障害者又は身体障害者に対して自活に必要な訓練及び生活指導を行うことにより、心身障害者の社会参加を支援し、もって社会福祉の増進に資するために設置された施設であるという理念に基づき、運営管理を行います。	*鴨川市社会福祉協議会を指定管理者として、業務委託を実施した。 *平成24年度から、心身障害者の就職支援を実施した。	○	福祉課
92	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会に対する支援を通して、地域における福祉サービスの充実を図ります。	地域福祉に対する要望に応え、心のかような在宅福祉サービスの定着を図り、明るく住みよい地域社会の実現を図るため、社会福祉協議会へ補助金（地域福祉推進事業）を交付します。	*地域福祉に対する要望に応え、心のかような在宅福祉サービスの定着を図り、明るく住みよい地域社会の実現を図るため、社会福祉協議会へ補助金（地域福祉推進事業）を交付した。	○	福祉課
② 高齢者・障害者の社会参画の促進						
93	高齢者の活動の場の充実	老人クラブやシルバー人材センター、自主的に介護予防を実践する市民団体等への支援を通して、高齢者の活動の場の充実を図ります。	高齢者の活動の場の充実を図るため、老人クラブ及びシルバー人材センターに対し補助金を交付します。	*高齢者の活動の場の充実を図るため、老人クラブ及びシルバー人材センターに対し補助金を交付した。 【平成22年度】 老人クラブ登録人数1,337人、単位老人クラブ団体数38団体、シルバー人材センター登録人数 209人 【平成23年度】 老人クラブ登録人数1,237人、単位老人クラブ団体数36団体、シルバー人材センター登録人数 208人 【平成24年度】 老人クラブ登録人数1,217人、単位老人クラブ団体数35団体、シルバー人材センター登録人数 209人	○	福祉課
94	高齢者学級の開講	公民館を主な活動の場として、講演会や研修会などを開催するほか、保健師や栄養士による健康相談・体力測定を行います。	高齢者の方々が生きがいに満ちた心豊かな人生が過ごせるように、生活に役立つ一般教養や知識などを学ぶ場を提供し、高齢者同士の交流を図り、地域とのつながりを深めることを目的とします。	*高齢者学級において講演会や研修会を実施するとともに、保健師や栄養士による健康相談・体力測定を行った。 【平成22年度】 ふれあい夢大学(中央公民館) 30名程度参加 5回/年、高齢者学級(東条・西条・主基・吉尾・江見・太海・曾呂の各公民館) 5回/年、いきいき教室(天津公民館) 5回/年 【平成23年度】 ふれあい夢大学(中央公民館)4回/年 延べ114名、いきいき高齢者学級(東条公民館)5回/年 延べ185名、高齢者学級(江見公民館)4回/年 延べ137名 (太海公民館)3回/年 延べ52名 (曾呂公民館)5回/年 延べ121名 (西条公民館)4回/年 延べ88名、いきいき教室(天津小湊公民館)4回/年 延べ93名 【平成24年度】 ふれあい夢大学(中央公民館)5回/年 延べ114名、いきいき学級(江見公民館)2回/年 79名見込み (太海公民館)2回/年 33名見込み (曾呂公民館)5回/年 66名見込み、高齢者学級(西条公民館)4回/年 延べ78名、いきいき教室(天津公民館)5回/年 延べ93名	○	生涯学習課 (公民館)
95	就職希望者に対する求人情報の提供(再掲)	市外のハローワークまで行かなくとも市内の求人情報を閲覧できるよう、市役所1階において求人情報を公開するとともに、定期的に相談窓口を設置します。	市民のニーズは高いため、就職相談業務が実施できる体制にしていくなど利便性を高めていきます。	*求人情報シートの閲覧スペースとして、市役所1階に求人情報コーナーを設置するとともに、毎月第2、4金曜日には一日ハローワークを実施した。 *平成24年4月2日より市役所1Fフロアに「ふるさとハローワーク」を設置し、定期的に就職相談業務が実施できる体制を構築した。	○	産業振興課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
96	障害者の就労支援	ハローワークや千葉障害者職業センターなど関係機関との連携を通して、障害者の就労支援を推進します。	ハローワーク館山、障害者就業・生活支援センター中里と連携を取りながら障害者の就業を支援していきます。	*求人情報コーナーの設置により、市民が求人情報を得やすくなった。また、平成24年度からは、ふるさとハローワークの設置により、障害者の求職相談や雇用場を確保し、就労支援を実施した。 *ハローワーク館山、障害者就業・生活支援センター中里と連携を取りながら障害者の就業を支援した。	○	福祉課 産業振興課
97	福祉タクシー事業	重度心身障害者が福祉タクシーを利用する際に料金の全部又は一部を助成することにより、社会参画を促進します。	本市に住所を有する重症心身障害者に対し、タクシーを利用した場合、1回の利用につきタクシー料金のうち600円を限度として、1年間最大24回分を助成します。福祉タクシー＝1人1冊(24枚綴り)	本市に住所を有する重症心身障害者に対し、1回の利用につきタクシー料金のうち600円を限度として、1年間最大24回分を助成した。 【平成22年度】 239冊2571件 【平成23年度】 263冊2769件 【平成24年度】 300冊3,000件	○	福祉課
主要課題3 性差に配慮した心とからだの健康づくりの推進						
① 母子健康の保持と増進						
98	妊娠・出産に関する支援	母子健康手帳の発行により妊婦の健康管理に寄与するとともに、妊婦健康診査の公費負担を通して家計の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	母子健康手帳の交付 医療機関における妊婦乳児一般健康診査を公費負担により実施します。 (母子健康手帳に健診の受診券を添付)	*母子健康手帳を交付した。 【平成22年度】 280冊 【平成23年度】 265冊 【平成24年度】 255冊(2月末現在) *医療機関における妊婦乳児一般健康診査を公費負担により実施した。 【平成22年度】 受診券3,522件、償還払62件 【平成23年度】 受診券3,389件、償還払93件 【平成24年度】 受診券2,776件、償還払44件 (1月末現在) ・公費負担5回⇒14回分へ	○	健康推進課
② 性差に配慮した健康支援対策の実施						
99	性差を踏まえた検診事業の実施	子宮がん、乳がん、前立腺がんの検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。	子宮がん検診(20歳以上の女性)、乳がん検診(30歳以上の女性 ※22年度は40歳以上)、骨粗しょう症検診(20～70歳の5歳ごとふしめ年齢の女性)、前立腺がん検診(50歳以上の男性)を実施します。	*検診事業を実施した。 【平成22年度】 子宮がん検診受診者数1,885人、乳がん検診受診者数1,844人、骨粗しょう症検診受診者数257人、前立腺がん検診受診者数1,094人 【平成23年度】 子宮がん検診受診者数1,825人、乳がん検診受診者数1,880人、骨粗しょう症検診受診者数261人、前立腺がん検診受診者数1,083人 【平成24年度】 子宮がん検診1,735件(11月末現在)、乳がん検診1,629件(11月末現在)、骨粗しょう症検診 314件、前立腺がん検診 1,089件	○	健康推進課
100		疾病の早期発見・予防のため、各種検診の受診率向上に努めます。	がん検診等の受診率の向上に資するため、乳がん検診及び子宮がん検診について、国の「がん検診推進事業補助金」を活用して受診を促進するとともに、骨粗しょう症検診及び前立腺がん検診を含め、受診しやすい環境整備や病態別の健康教育を推進します。 受診率目標値(27年度) * 健康福祉推進計画(健康増進計画)における目標値: 子宮がん検診: 26%・乳がん検診25%・骨しょう症検診20%・前立腺がん検診: 17%	*女性特有のがん検診推進事業を実施した。(乳がん検診及び子宮がん検診については、一部検診料金を無料化) 受診率 【平成22年度】 子宮がん検診受診率23.7%、乳がん検診受診率23.7%、骨粗しょう症検診受診率11.1%、前立腺がん検診受診率12.6% 【平成23年度】 子宮がん検診受診率20.7%、乳がん検診受診率24.5%、骨粗しょう症検診受診率10.9%、前立腺がん検診受診率12.2% 【平成24年度】 がん検診率(暫定値) 子宮がん検診受診率 19.7%、乳がん検診受診率 21.2%、骨粗しょう症検診受診率 13.1%、前立腺がん検診受診率 12.3% *受診しやすい環境の整備、病態別健康教育を実施した。 *検診の重要性を改めて周知し、受診の啓発に努めた。	○	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成22年度から平成24年度までの取組み状況	評価	担当課
③ 生涯にわたる健康づくりの促進						
101	スポーツ・レクリエーションの普及促進	市内で行われるスポーツ・レクリエーション活動について、活動内容に関する市民への情報提供や、活動拠点となる各種運動施設の整備・開放を行います。	各種スポーツイベントやレクリエーション活動を、市の広報誌やホームページ等を通じてPRすることにより、積極的な市民参加を図ります。	*各種スポーツイベントやレクリエーション活動を、市の広報誌やホームページ等を通じてPRすることにより、積極的な市民参加を図った。 *イベントやレクリエーション活動の拠点となる各種運動施設の整備を行った。 【平成22年度】 野球場、文化体育館、陸上競技場の設備改修 【平成23年度】 体育センター卓球場及び体育館一部解体及び便所設置 【平成24年度】 総合運動施設屋内投球練習場の建設	○	スポーツ振興課
102		関連する活動を行う団体への各種支援を通して、スポーツ・レクリエーションの更なる普及を促進します。	各種スポーツイベント及びレクリエーション活動について負担金や補助金、委託料を支出することにより、スポーツ・レクリエーションの普及促進を図ります。	*各種スポーツイベント及びレクリエーション活動について負担金や補助金、委託料を支出することにより、スポーツ・レクリエーションの普及促進を図った。 ・負担金 2団体 ・補助金 12団体 ・委託料 4団体	○	スポーツ振興課
主要課題4 性差に配慮した安全・安心のまちづくりの推進						
① 性差に配慮した防災対策の推進						
103	防災対策における性差への配慮	鴨川市消防団における女性消防隊員の活動に対する支援などを通して、女性の視点を活かした地域防災活動を推進します。	女性消防隊員が地域防災活動をするなかで、女性の視点で見た災害時の対応などについて助言を生かした活動を行います。	*小中学校での救命講習の指導補助を実施した。 【平成22年度】 会場：鴨川小(2回)・小湊小・東条小・長狭学園 延べ13名参加 【平成23年度】 会場：鴨川小・小湊小・江見小・西条小・太海小・長狭学園・安房支援学校 延べ14名参加 *地区別防災訓練での救命講習を実施した。 【平成22年度】 11月7日 会場：長狭学園 9名参加 【平成24年度】 11月4日 会場：江見小	○	消防防災課
104		災害発生時における避難場所での生活を想定して、独立した区画を設けるためのパーテーションや各種物資など、性差に配慮した準備を行います。	災害時に避難場所での共同生活の中で、女性や要援護者がストレス等を少しでも解消できるようにパーテーションや各種物資の充実を図ります。	*避難所プライバシーパーテーションを購入した。 【平成23年度】 避難所プライバシーパーテーション3台 【平成24年度】 避難所プライバシーパーテーション10台、その他消耗品を購入 *南房総地域男女共同参画セミナー「女性と防災」を共催した。	△	消防防災課
② 性差に配慮した防犯対策の推進						
105	防犯灯の設置の推進(再掲)	時間帯に関係なく、女性が安全安心に活動できるよう、市内各所への防犯灯の設置を推進します。	住民からの要望をもとに関係機関と協議し、防犯灯を新設するとともに、女性が安全で安心して行動できるよう努めます。	*防犯灯を新設した。 【平成22年度】 56基 【平成23年度】 27基 【平成24年度】 31基 *防犯カメラを設置した。 【平成24年度】 2箇所(鴨川駅西口公園駐輪場・鴨川駅東口駐輪場)	○	消防防災課
106	鴨川市安全・安心メール配信事業(再掲)	女性が自らの安全と安心を確保できるように、不審者などの防犯情報を登録された電子メールアドレスに迅速・正確に配信します。	鴨川警察署と連携し、女性が被害者とならないよう必要な防犯情報の提供をします。	*安全安心メールを配信した。 【平成22年度】 総件数190件 【平成23年度】 総件数132件(うち不審者情報 5件) 【平成24年度】 総件数128件(うち不審者情報1件)2月15日現在	○	消防防災課

鴨川市男女共同参画計画に係る 後半年度の実施計画書 (平成 25 年度～平成 27 年度)

(案)

平成 25 年 3 月
鴨川市企画政策課

1 趣 旨

本書は、鴨川市男女共同参画計画に係る後半年度の実施計画（以下「実施計画」という。）として定めるものです。

2 期 間

この実施計画は、平成 25 年度から平成 27 年度までをその期間とします。

3 内 容

この実施計画は、鴨川市男女共同参画計画に位置付けられた事業等のうち、期間内の実施を予定する事業について、具体的な個々の施策の内容及び概算事業費等を掲載したものです。

【 目 次 】

基本目標 1	人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた社会意識の醸成・・・・・・・・・・	2
基本目標 2	政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・	12
基本目標 3	家庭や地域における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・	14
基本目標 4	男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり・・・・・・・・・・	18
基本目標 5	男女が共に自立し、生涯を通して安全・安心に暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・	21

※ この実施計画は、男女共同参画社会の実現に向けた事業等や具体的な個々の施策について、鴨川市男女共同参画計画に掲げた五つの基本目標毎に取りまとめています。

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた社会意識の醸成								
主要課題1 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり								
① 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進								
1	固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発(◎)	「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	国が制定している毎年6月の「男女共同参画週間」期間中でのイベントや男女共同参画に関するセミナーの開催等を通して、市民の固定的な性別役割分担意識や慣行等を解消していきます。	*常日頃から男女共同参画に関するチラシやリーフレット等を主な市有施設に配架する。特に、6月の「男女共同参画週間」期間中には特設コーナーを設置し、男女共同参画の一層の意識啓発を図る。 *「男女共同参画週間」期間中の土日を利用し、市内の大型商業施設にて手渡しによるチラシを配布する。 *千葉県と連携し男女共同参画に関するセミナーを招致・開催する。 *中学生を対象としたセミナーについて、教育委員会との検討・協議を行う。			217	企画政策課
② 男女平等意識の醸成								
2	男女共同参画に関する情報の収集と提供(◎)	男女共同参画に関連する情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して広く市民に提供します。	国が制定している「男女共同参画週間」(6/23～6/29)を始め、男女共同参画に関連する情報を積極的に市広報誌に掲載します。国や県から送付される男女共同参画に関する各種行事のチラシ等を市の主要施設へ配架します。「男女共同参画週間」の期間中、周知啓発のためのイベントを実施します。	*6/15号広報誌へ男女共同参画週間に関する情報を掲載する。 *県や国が主催する男女共同参画に関連する各種行事のチラシ等について、市主要機関に配架する。 *「男女共同参画週間」の期間中、各市施設に男女共同参画に関連する特設ブースを設置し(のぼり旗の設置など)、チラシ等を配架する。 *「男女共同参画週間」期間中の土日を利用し、市内の大型商業施設にて手渡しによるチラシを配布する。			0	企画政策課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
3	男女共同参画に関するセミナー等の開催(◎)	県などの関連団体との連携のもと、男女共同参画に関するセミナー等のイベントの開催を検討します。	県の事業である千葉県男女共同参画地域推進員事業として、男女共同参画に関するセミナー等を他市町及び地域推進員と協力して開催します。本計画期間中、本市を会場としたセミナー等の開催を目指します。	* 地域推進員会議に出席する。 * 地域推進員主催のセミナーについて、スタッフとして参画する。 * 市内の中学生を対象としたセミナーについて、教育委員会との検討・協議を行う。 * 本市を会場とした男女共同参画に関するセミナーを実施する。多くの男性の参加が得られるよう、積極的な周知啓発を図る。	* 市内の中学生を対象とした男女共同参画に係るセミナーの開催する。		0	企画政策課
4		男女共同参画に関連するイベントの開催等の情報について、市広報誌やホームページ等を通して周知します。	県等が主催したセミナー等への参加を促すため、市の主要施設にチラシ等を配架し、併せて市広報誌やホームページへ参加募集の記事を掲載します。	* 市の主要施設にチラシ等を配架する。 * 市広報誌や市ホームページへ掲載する。 * 市職員向けにPC掲示板に掲載する。 * 市の主要施設等にポスターを貼付する。			168	企画政策課
5	男女共同参画に関連する図書の充実と利用の促進(◎)	男女共同参画に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書の充実を図ります。	公共図書館の役割として、全ての利用者(性別、年齢、国籍問わず)のニーズや価値観等に対しての平等なサービスの提供が義務づけられています。その役割のもと、様々な分野の資料の収集に努めます。	*人権意識をテーマにした中高生向け、または、児童向け資料を中心に出版情報の収集に努め、購入本は新着本コーナーに展示をする。			15,900	生涯学習課 (図書館)
6		男女共同参画に関する図書の利用件数が増加するように、展示の仕方等を工夫します。	公共図書館の役割を踏まえ、利用者の多様なニーズに応えながら、的確な配架や展示の工夫をしていきます。	*幅広い人権意識をテーマにした中高生や、児童向けの資料を中心に、12月の人権週間の期間に展示すると共に広く市民や学校へもPRに努める。			0	生涯学習課 (図書館)
7	人権意識の高揚のための啓発	人権擁護委員等との連携のもと、市内小学校における人権教室や街頭啓発を実施します。	人権の尊重に関する意識の高揚・醸成の為、小学生を対象とした、人権擁護委員による出前授業「人権教室」を実施します。また、人権週間に併せて街頭啓発を実施し、相談窓口等が記載された物品(カレンダー他)を配布します。	*市内小学校にて3・4年生を対象とした人権擁護委員による人権教室を実施する。(年4回程度) *人権擁護委員による街頭啓発を実施する。(年1回)			0	総務課 (秘書広報室)

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
③ 男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供								
8	男女共同参画に関する市民意識調査の実施(◎)	男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識の現状を明らかにするため、市民意識調査を実施します。また、調査結果をホームページ等に掲載することにより、情報提供・啓発を行います。	平成24年度に計画後半の実施計画を策定するため、市民意識調査を実施します。また、平成27年度の第2次計画策定に向けて、市民意識調査を実施します。	—	—	* 市民意識調査の実施する。 調査対象者数の設定 = 2,000名 * 市民意識調査の結果報告書の公表する。	1,000	企画政策課
9	他団体における取り組みに関する情報の収集と提供	国、県、他自治体の取り組み状況について、情報の収集及び提供に努めます。	毎年開催される県主催の担当課長会議(年1回)や担当者研修会(年2回)、また南房総地域の市町が参集する地域推進員の会議等に積極的に参加することにより、他自治体の取組みについて把握します。また、県内で開催されるイベント等の情報を把握し、入手した情報は、市広報誌やホームページ等を利用し、随時市民へ情報提供します。	* 県主催の会議、研修会等に積極的に参加し、他自治体の情報を入手し、他市で開催する講習会等について市広報誌やホームページ、庁内のPC掲示板に情報提供する。			0	企画政策課
④ 行政刊行物等における表現の十分な配慮								
10	行政刊行物等における表現の十分な配慮	市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	* 性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努める。			0	各所属
11	メディア・リテラシーの向上促進	メディア・リテラシーの向上を促進するため、多様な情報の提供と併せてインターネット端末の開放による学習機会の提供を行います。	市内主要施設に整備されている市民利用端末を開放することにより、市民が迅速かつ簡単に情報入手する体制を整え、結果、情報を評価、識別する能力を身につけることを目標とします。	* 市内主要施設に整備されている市民利用端末を引き続き設置する。初心者・高齢者向けのマニュアルの作成・配架を検討するとともに、施設職員の声がけサポートに努める。 設置箇所 8箇所 設置台数 10台			0	総務課
⑤ 人権に関する相談等の充実								
12	人権相談の充実(◎)	全ての人が差別なく幸せに暮らす権利を守るため、千葉地方法務局と連携し、「特設人権相談所」を市内各地区において定期的に開催します。	人権擁護委員による特設人権相談所を月1回・年12回開設します。	* 特設人権相談所を年12回開設する。			44	総務課 (秘書広報室)
13		千葉地方法務局との連携を密にし、人権侵犯事件が発覚した場合における調査・救済のための協力体制の整備を進めます。	人権相談に係る情報の共有に努めます。	* 人権侵犯事件の発生に対処するため、普段から法務局との連携・協力体制の整備を図る。			0	総務課 (秘書広報室)

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
14	人権相談の充実 (◎)	市広報誌及びホームページを通して相談窓口を周知します。	毎月1回開設される特設人権相談所について、市広報誌やホームページに掲載して周知を図ります。	* 特設人権相談所の開設について、ホームページに年間予定を掲載する。 * 毎月1日発行の広報誌に周知記事を掲載する。 * 公共施設等へ関連するポスターやリーフレット類を配架する。			0	総務課 (秘書広報室)
15	県女性サポートセンターの周知	女性が抱える悩み・問題などに関する相談の窓口となる県女性サポートセンターについて周知します。	市の広報紙などを通じて、県の女性サポートセンターについて周知することにより、女性のもしもの際の相談窓口として迅速に対応できるよう体制を図ります。	* 市広報誌へ女性サポートセンターについての記事を掲載する。 * 名刺サイズのカードを各市の主要施設に配架する。 * 市の施設及び市内商業施設等の女性トイレにステッカーを貼付する。配布予定数500枚			0	健康推進課
主要課題2 暴力・虐待等を許さない環境づくり								
① ドメスティック・バイオレンス等に関する対策の推進								
16	ドメスティック・バイオレンス等に関する周知	ドメスティック・バイオレンスやデートDV、人身取引に関する情報を収集し、市広報誌やホームページ、パンフレットの回覧等を通して提供することにより、市民意識の啓発を行います。	DV相談カードやステッカーを公共施設の他、商業施設など住民により身近なところにも設置できるようにします。県が作成したDV防止に関するチラシを市政協力員を通じて、回覧します。DV相談者に配付するリーフレットを作成します。	* DV相談カードやステッカーを公共施設の他、商業施設など住民により身近なところにも配架する。 * 県が作成したDV防止に関するチラシを市政協力員を通じて、回覧する。 * 名刺サイズのカードを各種イベントの参加者に対し、配布する。配付予定数500枚 * DV相談者向けのリーフレットを作成する。			0	健康推進課
17	相談窓口の設置と被害者を支援する体制の充実(◎)	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談窓口を設置し、プライバシーに配慮した的確かつ迅速な対応に努めます。	福祉総合相談センターにて、他課とも連携をはかりながら相談の受付、面接、緊急性の判断、具体的支援を実施します。その一方、DV被害者等支援のためのマニュアルの確立をめざします。	* DV相談等の受付から具体的支援まで、各課や関係機関とも連携を図る。 * 配偶者暴力被害者緊急避難支援等事業を開始する。 * DV被害者支援マニュアルを完成させ、DV相談者向けのリーフレットを作成する。 * 福祉総合相談センター天津小湊(仮称)を新たな相談窓口として設置する。			252	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
18	相談窓口の設置と被害者を支援する体制の充実(◎)	市広報誌やホームページ等を通して相談窓口を周知します。	平成24年度から開設した福祉総合相談センターがDV等相談窓口であることを、広報誌、ホームページ、ちらし配布、くらしのガイドブックなどを通じて周知します。	* 福祉総合相談センターがDV等相談窓口であることについて、広報誌、ホームページ、ちらし配布などを通じて周知する。併せてホームページの運用方法を検討する。			0	健康推進課
② セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の防止対策の推進								
19	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントの発生状況の把握とともに、被害を未然に防止するための職員への啓発に努めます。	発生状況を把握するとともに、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという認識を深めさせ、被害を未然に防止するための啓発に努めます。また、取組みに当たる担当者へのセクシュアル・ハラスメントに対する基礎知識の習得を図り、組織的な防止対策に努めます。	* 鴨川市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱に基づく対応指針を策定・周知し、更なる組織的な予防に取り組んでいる。			0	総務課
20		相談者のプライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談体制の充実を図ります。	女性が直面する問題であることが多いがゆえに、プライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるように相談体制の充実を図ります。	* 総務課内に保健師を配置して、随時相談を受け付ける体制をとっている。 * 職員の資質向上等を図るための庁内研修会を定期的に実施する。			300	総務課
21	教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	各小中学校において職場規律の向上を目的とした会議を開催し、セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進します。	県教育委員会からの通知文を各学校へ配付し、周知・徹底を図ります。また、各小中学校における服従規律の保持に係る会議や研修において、セクシュアル・ハラスメント防止に係る内容を位置づけます。	* 各小中学校のモラルアップ委員会の年間計画に従って会議や研修会を実施する。 * 南房総教育事務所長の訪問校においては、不祥事根絶に向けた各校の取組を校長より報告する。			0	学校教育課
22	事業所等に対する広報・啓発	セクシュアル・ハラスメント防止のための情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成した「男女雇用機会均等法」に関するリーフレット内にセクハラ対策について掲載されているため、このリーフレットを鴨川市商工会や市役所内に配架します。	* 厚生労働省が作成した「男女雇用機会均等法」に関するリーフレットを鴨川市商工会や市役所内に配架する。 * 市ホームページにリーフレットを掲載する国HPへのリンクを掲載する。 * リーフレットの配架場所を拡大する。 * リーフレットを市内各事業所へ配布する。			0	産業振興課
23	防犯灯の設置の推進	時間帯に関係なく、女性が安全・安心に活動できるよう、市内各所への防犯灯の設置を推進します。	住民からの要望をもとに関係機関と協議し、防犯灯を新設するとともに、女性が安全で安心して行動できるよう努めます。	* LED防犯灯を新設する。 30基 * 防犯カメラの設置を検討・新設する。			3,900	消防防災課
24	鴨川市安全・安心メール配信事業	女性が自らの安全・安心を確保できるように、不審者などの防犯情報を登録された電子メールアドレスに迅速・正確に配信します。	警察署と連携し、女性が被害者とならないよう必要な防犯情報を迅速・正確に提供をします。	* 鴨川市安心・安全メール配信する。			1,890	消防防災課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
③ 児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶								
25	児童虐待の早期発見と被害者支援の充実	児童虐待の予防と早期発見を図るため、相談窓口の設置と併せて乳児家庭全戸訪問事業を実施します。	児童虐待の予防と早期発見を図るため、相談窓口の設置と併せて乳児家庭全戸訪問事業を実施します。また、乳児家庭全戸訪問事業として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況と養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	* 福祉総合相談センターにて、児童虐待相談受付を実施する。 * 乳児家庭全戸訪問事業を実施する。 * 要支援児童等への養育支援訪問事業実施に向けたアンケート調査を実施する。	* 計画・立案 * 運用開始		0	福祉課 健康推進課
26		被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。	被害者発見時においては、福祉総合相談センターを中心に、関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。また、児童虐待・DV対応マニュアルを作成し支援に活用します。	* 福祉総合相談センター社会福祉士、児童係社会福祉士、家庭児童相談室、保健予防係保健師による専門職協働体制にて対応する。 * 被害者発見時においては、関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行う。 * 子ども虐待対応マニュアルを関係機関に配付するとともに、啓発活動を行う。	* 子ども虐待予防の啓発活動を行う。		0	福祉課 健康推進課
27	高齢者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	高齢者とその家族を対象として、医療・介護・福祉などに関する総合的な相談窓口を設置し、被害者の発見に努めます。	高齢者虐待防止のため、啓発活動を実施します。平成24年度から福祉課を窓口とするとともに、福祉総合相談センターとの連携にて啓発活動を推進します。	* 福祉総合相談センター、福祉課を高齢者虐待相談窓口として設置する。 * 高齢者虐待防止ネットワーク委員会を2回開催する。 * 高齢者虐待防止推進会議を4回開催する。 * 啓発活動の継続と対象を拡大する。	* 高齢者虐待防止ネットワーク委員会を1回開催する。	* 高齢者虐待防止ネットワーク委員会を2回開催する。	2,538	健康推進課
28		鴨川、長狭、江見、天津小湊の各地区において相談の受付を行います。	高齢者虐待の早期発見を目的に、高齢者が相談しやすい環境づくりとして、各地域ごとに設置した高齢者相談センターにて相談を受付けます。(鴨川地区については、ふれあいセンターにて受付)	* 鴨川地区は福祉総合相談センター、天津小湊地区は、福祉総合相談センター天津小湊(仮称)、長狭地区・江見地区は、各高齢者相談センターにて相談を受付ける。			67,710	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
29	高齢者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	被害者発見時においては関係機関等との連携のもと再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	被害者である高齢者の保護を最優先に、家族への支援を併せて行うべく、地域ケア会議の開催などにより、適切な支援方針を検討し支援を行います。	* 関係する専門職(医師、看護師、ケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士など)による事例検討会議である「地域ケア会議」の開催する。			0	健康推進課
30	障害者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	障害者に対する虐待の早期発見を図るため、本人や家族からの相談を随時受け付けるほか、関係機関等との連携を密にします。	常に関係機関等との連携を意識しながら業務を進めることにより、虐待事例発見時に迅速に対応できるよう支援体制の充実を図ります。	* 「鴨川市障害者虐待防止センター」を円滑に運営し虐待防止と啓発活動を行う。 * 10月1日予定の「虐待防止ネットワーク委員会」立上げに向けて準備する。			510	福祉課
31		被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	常に関係機関等との連携を意識しながら業務を進めることにより、虐待事例発見時に迅速に対応できるよう支援体制の充実を図ります。	* 「鴨川市障害者虐待防止センター」を円滑に運営し虐待防止と啓発活動を行う。 * 10月1日予定の「虐待防止ネットワーク委員会」立上げに向けて準備する。			510	福祉課

主要課題3 学校教育等における男女平等に関する教育・学習の推進

① 小中学校における男女平等に関する教育・学習の推進

32	男女平等の視点に立った教育・学習の推進(◎)	学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮や、男女平等に関する歴史の学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。	男女平等の視点に立った校内組織の見直しと固定観念解消のため職員研修を実施します。教科・領域年間指導計画における男女平等の視点にたつた内容について再確認します。また、男女平等の視点に立った教職員の適切な指導や言動について日常の実践を積み重ねます。	* 校内のあらゆる組織を男女平等の視点で見直し、必要に応じて改善を行う。 * 職員研修の充実と教育活動全般での日常的指導を実践する。 * 児童生徒の主体的な活動となるような人権教育キャンペーン活動期間を計画し実施する。			0	学校教育課
33		小中学校における教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。	教科領域の年間指導計画から男女平等の視点に立って指導内容を再確認し、必要があれば教材について加除訂正を行います。	* 総合的な学習の時間、道徳、特別活動の年間指導計画を再確認する。 * 実践・評価と教材等の加除訂正を行う。			0	学校教育課
34	人権教育の推進	自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。	県教育委員会から配付される「学校人権教育指導資料」を各学校へ配付し、周知を図ります。また、県教育委員会が主催する学校人権研究協議会への担当者の参加を義務づけ、人権教育の推進を図ります。	* 県から配付された「学校人権教育指導資料」に基づき、各校において研修を実施する。 * 千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト、全国中学生人権作文コンテスト千葉県大会へ参加する。			0	学校教育課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
35	男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	性別にかかわらず、生徒一人ひとりの資質や適正に配慮した進路指導を推進します。	鴨川市小中一貫モデルプランに基づき、小学校1年生から継続した9年間の「生き方学習」を実施し、発達段階に即した進路学習を実施します。また、職業の世界を広げるとともに自己の適性についても学ぶ機会を設け、個性や資質にあった進路指導を推進します。	* 発達段階に応じ、異学年や地域社会と積極的な交流学習を実施する。 * 生徒の思いや願い、保護者の意向等を十分に考慮するとともに生徒一人ひとりの資質や適正にあった進路相談を実施する。			0	学校教育課
② 乳幼児期からの男女平等意識の形成								
36	男女混合名簿の採用	子ども達を男女の区別なく保育又は教育し、男女平等の意識付けを行うため、小中学校、幼稚園、保育園において男女混合名簿を継続して採用します。	小中学校・幼稚園・保育園においては男女平等の意識の基に教育を実践し、男女平等の意識付けのために男女混合名簿を使用していきます。	* 市内保育園・幼稚園・小中学校において、男女混合名簿を使用します。			0	福祉課 学校教育課
37	男女共同参画の視点に立った教材等選定の推進	保育と幼児教育の現場における教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。	既存教材について、固定的な性別役割分担意識が指導者にないかどうかを点検し、指導方法について再検討を行います。新規教材導入の際は、固定的性別役割分担にとらわれにくいもの、または指導者が男女平等の視点に立って指導しやすいものを検討します。	* 既存教材の点検と職員の固定的性別役割分担意識の解消を図る。 * 既存教材の指導方法について男女平等の視点に立った指導方法の改善策の立案を行う。 * 男女平等の視点に立ったより有効な教材の選定と予算要望。			0	福祉課 学校教育課
38	職員研修の充実	幼稚園教諭に対して能力向上のための研修の案内を行い、積極的な参加を促進します。	チラシ、市広報誌、ホームページ等、あらゆるメディアを活用して、研修機会を周知させます。	* 年間10回程度の研修会を実践する。園長・教頭会議、主任研修会、研究主任研修会を実施する。 * 長期休業中に講師を招聘しての研修会を開催する。			90	学校教育課
③ 性についての正しい理解の促進								
39	性に関する相談受付体制の整備	各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩みについて子どもが相談しやすい環境を整備します。	市内各学校においては教育相談箱の設置や教育相談週間を設ける等、児童生徒の悩みについて早期に対応できるよう努めていきます。また、県教育委員会のスクールカウンセラー等配置事業で各中学校に配置されているカウンセラーにより、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助、児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援していきます。	* 教育相談箱の設置や教育相談週間の実施など、各校の実態に合わせて取り組みます。 * スクールカウンセラーによる生徒全員面接の実施など、相談しやすい環境の整備に努めます。			0	学校教育課
40	性に関する正しい理解を促進する教育の充実	性教育や健康教育の実施について計画を策定し、外部からの講師の招聘なども含めて、正しい性の理解に向けた教育を推進します。	関連教科領域における年間指導計画中に詳細な指導内容を位置付け、計画的・継続的な指導を実施します。児童生徒の発達段階に応じた課題に対し、専門医等を招いての学習会を実施し、性教育や健康教育の充実に努めます。	* 各小中学校において、専門医等を招いた薬物乱用防止教室や喫煙防止教室を実施します。 * 養護教諭と学級担任のチームティーチングによる保健指導を実施します。			0	学校教育課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
主要課題4 社会における男女平等に関する教育・学習の推進								
① 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実								
41	男女共同参画を推進する生涯学習の充実	男女が共に生活力を身に付けたり、その個性に応じて能力を高め多様な生き方を選択していくための学習機会の充実を図るとともに、市広報誌等を通じた情報提供に努めます。	誰もが等しく学習機会を得られるよう、市内にある大学関連教育研究施設と連携し、健康・スポーツ・文化の各分野における講演会等を実施し、それに係る情報を市広報誌やホームページで周知します。	* 大学交流事業として講演会等を実施し、市広報誌とホームページで周知する。			2,544	生涯学習課
42	図書館における男女共同参画に関する図書の充実(再掲)(◎)	男女共同参画に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書の充実を図ります。	公共図書館の役割の基、全ての利用者(性別、年齢、国籍問わず)のニーズや価値観等に対するの平等なサービスの提供が義務付けられています。その役割のもと、様々な分野の資料の収集に努めていきます。	* 人権意識をテーマにした中高生向け、または、児童向け資料を中心に出版情報の収集に努め、購入本は新着本コーナーに展示をする。			0	生涯学習課 (図書館)
43		男女共同参画に関する図書の利用件数が増加するように、展示の仕方等を工夫します。	公共図書館の役割を踏まえ、利用者の多様なニーズに応えながら、的確な配架や展示の工夫をしていきます。	* 幅広い人権意識をテーマにした中高生や児童向けの資料を中心に、12月の人権週間の期間に展示するとともに、案内ボード等を利用して市民へのPRに努める。			0	
44	パパママ学級の開催(◎)	男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	妊娠5～8か月の妊婦とその家族を対象とするパパママ学級を開催し、妊娠、出産、育児に対する知識の普及を図り、母体の疾病を予防し、安心して健やかな出産、育児ができるよう支援するとともに、集団指導により、仲間づくりを促します。また、パパママ学級受講歴のある産後3～6か月の母親と、その子どもや家族を対象とするパパママ学級同窓会をパパママ学級と併せて開催し、育児に関する保健指導等を行うとともに、産前・産後の母親同士の交流を通じての仲間づくりを支援します。	* パパママ学級を開催する。年5回 * パパママ学級同窓会を開催する。年3回			95	健康推進課
45	育児、介護等に関する講座等への男性の参加促進(◎)	育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	各種講座等への男性の参加の促進を図ります。パパママ学級、介護予防サポーター養成講座を開催します。食生活改善推進員等と連携します。	* パパママ学級:父親向けのプログラムの実施する。 * 介護予防サポーター養成講座:養成講座開催、対象地域の拡大させる。 * 食生活改善推進員:男性の登録促進への取組む。			0	健康推進課
② 地域における男女共同参画に関する学習活動の支援								

(◎)本計画の焦点事業

No.		事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
	46	出前講座への講師派遣事業(◎)	男女共同参画について身近な地域で学べる機会の充実を図るため、出前講座への講師の派遣を検討します。	男女共同参画社会について、地域単位での講座(教室)を開設することで、より身近に気軽に参加してもらうことを目的とします。	* 既に各公民館や各地区での講習会や教室を開催している所管課と連携し、男女共同参画をテーマとした講座等の開催を検討・試行する。(講師の確保)			52	企画政策課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
基本目標2 政策・方針決定過程への女性の参画促進								
主要課題1 行政における政策決定過程への女性の参画促進								
① 各審議会等委員への女性の参画促進								
47	審議会等における女性委員の登用の促進(◎)	「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、各審議会等における女性の登用率が30%以上になるように努めます。	市の審議会等において、女性委員を積極的に登用し、女性委員比率の目標である30%以上の達成に努めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。また、その促進を図るため、登用状況等を調査します。	* 女性委員比率の向上と、女性委員のいない審議会等の解消に取り組む。			0	総務課 各所属
48	行政情報の積極的な公開	市民の市政への関心を高め、更なる参画を促進するため、行政情報の積極的な公開に努めます。	審議会等について、市民の声を採り入れることにより公正で開かれた市政の実現を促進するとともに、市政への関心を高め更なる参画を促進するため、「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、委員の公募や会議の公開を行います。附属機関等の会議の運営状況について毎年1回公表します。	* 審議会等の委員の公募や会議の公開、会議結果をホームページ等で公表する。			0	各所属
② 女性職員の政策決定過程への参画促進								
49	女性職員の管理職への登用の促進	性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。	本市全職員における女性割合が約45%であるのに対し、管理職(課長補佐相当職以上)に占める女性割合は数パーセントという状況の中で、市政の意思決定過程へ男女がともに参画していくためには、管理・監督者となる女性職員を増やしていく必要があります。女性職員の管理監督者への登用に努めるとともに、能力を発揮できる職場環境づくりを併せて行います。	* 男女の別なく、能力と適性に応じて、公平な職員配置に努めるとともに、女性職員の管理監督者への登用に努める。			0	総務課 各所属
③ 女性の人材の育成								
50	各種セミナー等への女性職員の派遣	関連自治体等との協力のもと、職員のレベルに応じたセミナー等を開催します。また、外部団体が開催するものなど、各所で開催されるセミナー等への職員の参加を促進します。	女性職員に対し、千葉県自治研修センター等での研修など、キャリア形成、資質向上等に資する研修に参加を促します。また、女性の潜在する能力の開発・育成を行うため、セミナーや研修等を通じた人材育成や、イベント等の情報提供を行います。	* 千葉県自治研修センターをはじめ、民間団体の研修会やセミナー等への積極的な参加を促進する。(女性職員の研修会等への積極的な参加を促す。)			150	総務課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
主要課題2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進								
① 女性の登用促進に関する働きかけ								
51	事業所等に対する 広報・啓発	関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成したリーフレット「男女雇用機会均等法のあらまし」について、事業所等に対し、広報・啓発を行います。このリーフレットには、「ポジティブ・アクション」について、紹介されており、事業者のみならず一般市民にも分かりやすい内容となっているため、多くの市民の目に触れるように市の主要施設に配架します。	* 庁舎内、市内事業所または、市の主要施設に配架する。 * リーフレットの配架場所を拡大する。 * リーフレットを市内各事業所へ配布する。			0	産業振興課
② 女性人材の育成								
52	研修会などに関する情報の収集と提供	女性の能力向上のために開催される研修会等の情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	県から定期的送信される「ちば男女共同参画情報マガジン」等から、女性の能力向上のために開催された研修会等について、市広報誌やホームページに掲載し、広く情報提供します。	* 女性の能力向上のために開催された研修会等について、市広報誌やホームページに掲載し、広く情報提供する。			0	企画政策課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
基本目標3 家庭や地域における男女共同参画の促進								
主要課題1 家庭における男女共同参画の促進								
① ワーク・ライフ・バランスの啓発								
53	事業所等に対する 広報・啓発(◎)	ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	「ワーク・ライフ・バランス」について、広く事業者の理解得られるよう、本市独自のチラシを作成し、鴨川市商工会会員に対し配付します。その後もそのチラシを市民に周知啓発する目的で、市の主要施設に配架します。	* 作成した「ワーク・ライフ・バランス」についてのチラシを市の主要施設に配架する。 * これまでの取組みに加え、回覧板などを通じて広く市民への周知・啓発を図る。			200	産業振興課
② 男性の家事・育児・介護への参画促進								
54	男性の食生活改善 事業(◎)	主に高齢男性の食の自立を目的として、健康づくりに関する知識や調理技術の向上に関する講習会等を実施します。	鴨川市食生活改善協議会と協力し、男性向けの食育活動を実施するとともに、主に男性で組織される任意団体の活動を支援します。	* 男性のための食育活動を食生活改善協議会に委託して実施する。 * 任意団体の活動を支援「食楽会」などへの人的支援を行う。			717	健康推進課
55	パパママ学級の開催(再掲)(◎)	男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	妊娠5～8か月の妊婦とその家族を対象とするパパママ学級を開催し、妊娠、出産、育児に対する知識の普及を図り、母体の疾病を予防し、安心して健やかな出産、育児ができるよう支援するとともに、集団指導により、仲間づくりを促します。 また、パパママ学級受講歴のある産後3～6か月の母親と、その子どもや家族を対象とするパパママ学級同窓会をパパママ学級と併せて開催し、育児に関する保健指導等を行うとともに、産前・産後の母親同士の交流を通じての仲間づくりを支援します。	* パパママ学級を開催する。 年5回 * パパママ学級を同窓会開催する。 年3回			72	健康推進課
56	育児、介護等に関する講座等への参加促進(再掲)(◎)	育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	各種講座等への男性の参加の促進を図ります。パパママ学級、介護予防サポーター養成講座を開催します。食生活改善推進員等と連携します。	* パパママ学級の父親向けのプログラムを実施する。 * 介護予防サポーター養成講座を開催し、対象地域を拡大する。 * 食生活改善推進員への男性の登録を促進する。			0	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
主要課題2 地域活動等における男女共同参画の促進								
① 地域社会への啓発								
57	地域社会に対する 広報・啓発	市広報誌やホームページ等への掲載や自治組織等を単位とした回覧を通して、地域社会に対する広報・啓発を行います。	市広報誌やホームページに情報掲載を行うと共に、自治組織内でスムーズに回覧がなされるよう市民からの問い合わせ等に答えます。	* 市広報誌やホームページに情報を掲載し、回覧板を通じて自治組織内に情報を周知する。 * 現在市内に存在する自治組織の状況を調査するとともに、現存する自治組織の拡大と新たな自治組織の立上げの助成を行い情報伝達の拡充を図る。			0	市民交流課
② 地域活動への支援								
58	市民活動団体等が 取り組むまちづくり に対する支援	市内の市民活動団体や自治組織等が自主的かつ主体的に行うまちづくりに対して、財政的支援を行います。	市民提案のまちづくり支援事業を実施し、審査を通じた団体に補助金を支給します。また、どのように補助金を活用し、活動したかを公開で報告してもらうことで市民への周知、団体の発展を促します。	* 市民提案のまちづくり支援事業の公開プレゼン及び報告会を実施することにより、市民への周知、団体の発展を促す。 * 公開プレゼンテーション及び活動報告会等により発表、報告された各団体の1年間の活動内容及び成果を新聞等のメディアに積極的に情報提供してPRする。			12,000	市民交流課
59	自治組織等の維持・活性化の促進	自治組織等への各種支援の実施を通して、組織の維持と活性化を図り、行政との連携・協働を促進します。	市民の中から市政協力員を選出してもらい、回覧板を利用し、行政からの情報を周知することで行政と自治組織の連携、協働を推進します。	* 市政協力員の協力のもと、回覧板を通じて行政からの情報を周知する。 * 現存する自治組織の現状を把握し、地域に応じた対策を再検討するとともに、新たな自治組織の積極的な整備を推進する。 * 回覧板に代わる効率的な情報伝達手段を検討する。			34,500	市民交流課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
60	市民活動団体の活性化の促進	まちづくりの担い手となる市民活動団体に関する情報を提供し、市民の参画促進へ向けた意識啓発と団体間の交流による地域活動の活性化を図ります。	「きっかけづくりガイド」として市民活動団体一覧を発行し、各団体の活動活性化を図ります。	*「きっかけづくりガイド」として、市民活動団体一覧を発行する。(20部を市の20施設に配架) *「きっかけづくりガイド」について、市ホームページにて公開する。 *市民活動団体の活動状況を定期的に広報誌で紹介できるよう情報提供を行う。			0	市民交流課
③ 女性リーダーの育成								
61	研修会などに関する情報の収集と提供	女性リーダーの育成のために開催される研修会等に関する情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	国や県主催の女性リーダー育成研修会等への参加を促すため、市の広報誌やホームページ等を通して情報を提供します。	*女性リーダーの育成のために開催される研修会に関する情報を収集し、随時市広報誌や市ホームページ、チラシ等を通して、情報提供する。			0	企画政策課
主要課題3 国際理解の醸成と外国人への支援								
① 地域における国際理解の醸成								
62	姉妹都市等の諸外国との草の根交流の推進	姉妹都市であるアメリカ合衆国マニトワック市等との国際交流活動を通して、地域における国際理解の向上と併せ、時代に即した国際的な人材の育成を推進します。	姉妹都市マニトワック市に、中高生6名を派遣するとともに、マニトワック市の中高生6名を本市に受け入れます。滞在中は、ホームステイを中心に市民レベルの交流を深めます。	*本市青少年6名をマニトワック市に派遣する。 *マニトワック市から青少年6名を受け入れる。 *国際交流事業について、協会機関紙、市広報誌、ホームページなどを活用し、引き続き情報発信の拡充に努める。			3,435	市民交流課
63	国際交流関係団体に対する支援	国際交流活動等を実施する民間の国際交流団体への支援を行います。	鴨川市国際交流協会の事務全般を担います。平成22年度から補助金の支払いはありません。	*市民の国際理解と市内在住外国人との一層の交流を促進するため、各種事業へ参画した。 *事務局機能を担うとともに、協会の事務・事業についても人的支援を促進する。			0	市民交流課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
64	CIR(国際交流員)の活用	CIRを活用し、外国語刊行物等の編集や翻訳、外国からの訪問客の接遇、イベント等における通訳を行うほか、地域住民の異文化理解のための交流活動の充実を図ります。	外国からの手紙や新聞など関連媒体をその都度翻訳し、新聞提供等PRを行います。姉妹都市からの訪問者が来日した際の通訳を行います。鴨川市国際交流協会の実施する事業の企画・助言・立案をします。	* 外国人訪問者の通訳を行う。 * 鴨川市国際交流協会事業の企画・立案、事業拡大等の創意・工夫に努める。 * 新聞や手紙などの翻訳を行う。 * ボランティアを募集する。			15,720	市民交流課
65	ALT(外国語指導助手)の活用と外国語教育の充実	ALTを活用し、市内の小中学校・幼稚園における外国語教育の充実を図ります。	全ての幼稚園、小中学校にALTを配置し、幼児期からの継続した外国語活動を実施することで、言語や文化についての理解を深めるとともに、音声や表現に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。	* 幼稚園からALTによる英語活動を計画的に実施し、外国の文化や言語に触れる。 * 小学校1年生から英語活動を教育課程に位置付けるとともに、すべての英語活動の時間にALTを配置する。			208,077	学校教育課
② 外国人に対する支援								
66	外国人相談窓口の設置	在住外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるように、外国語により対応する相談窓口を設置し、各種相談の受付を行います。	英語及びやさしい日本語による外国人向け相談窓口を設置しています。電話や来庁のほか、ホームページでの問合せやメールでも対応しています。	* 外国人向けの相談窓口を設置する。 * 住民登録時に、外国人相談窓口のパンフレット、4か国語の生活のガイドブックなどを配布する。			0	市民交流課
67	市内在住の外国人への情報提供の充実	市の行政サービスや公共施設などの情報を網羅したガイドブックの外国語版を作成し、配布します。	鴨川市国際交流協会と協力し、英文広報紙を月1回発行します。鴨川市くらしのガイドの外国語版の修正を行います。鴨川市ホームページの英語版を作成(更新)します。	* 英文広報紙「コミュニケーター」を発行する。 * 鴨川市HPの英語版を作成(更新)する。 * 鴨川市くらしのガイドの英語版を更新する。 * 英語、中国語、韓国語、日本語の4か国語による「鴨川市くらしのガイド」を作成・配布する。(平成21年度～)		* くらしのガイドを新規に作成し、配布する。(英語版・中国語版等)	500	市民交流課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
基本目標4 男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり								
主要課題1 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保のための環境づくり								
① 女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進								
68	事業所等に対する 広報・啓発	女性の雇用と労働条件向上に関する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成したリーフレット「男女雇用機会均等法のあらまし」等について、事業所に対し、広報・啓発を行います。市内事業所や市の主要施設に対してポスターの掲出やチラシによる啓発活動を実施します。	* 市内事業所等に対するポスターの掲出やリーフレットによる啓発活動を実施する。 * 市ホームページにリーフレットを掲載する国HPへのリンクを掲載する。 * リーフレットの配架場所を拡大する。 * リーフレットを市内各事業所へ配布する。			200	産業振興課
② 就職希望者に対する情報提供								
69	求人情報の提供及び相談窓口の設置	市外のハローワークまで行かなくとも市内の求人情報を閲覧できるよう、市役所1階において求人情報を公開するとともに、定期的に相談窓口を設置します。	市民のニーズは高いため、就職相談業務が実施できる体制にしていくなど利便性を高めていきます。	*「ふるさとハローワーク」を設置し、就職相談業務が実施できる体制を確保する。			3,600	産業振興課
70	女性の再就職の促進(◎)	ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	ハローワーク等の関係機関と連携しながら女性の再就職希望者の雇用の場を確保していきます。	*「ふるさとハローワーク」を設置し、就職相談業務が実施できる体制を確保する。 * 国や県が主催する女性の再就職に関する情報について、国や県等関連団体へのリンクを市ホームページへ掲載する。 * 子育て世代の女性が利用する市の施設に、女性の再就職に関するセミナー等のチラシを配架する。			3,600	産業振興課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
③ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知								
71	事業所等に対する 広報・啓発	男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。	厚生労働省が作成したリーフレット「男女雇用機会均等法のあらまし」について、事業所等に対し、広報・啓発を行います。本リーフレットは、男女雇用機会均等法、女性労働者に係る措置、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等、働く女性のために有利な情報となっているため、多くの市民の目に触れるように市の主要施設にも併せて、配架します。	* 市内事業所や市の主要施設にポスターの掲出やリーフレットによる啓発活動を実施する。 * 各種リーフレットを市内各事業所へ配布する。 * 市ホームページにリーフレットを掲載する国HPへのリンクを掲載する。			0	産業振興課
④ 雇用の場の充実								
72	雇用の場の充実	市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業家への低利融資等の支援を行います。	鴨川市企業等誘致委員会を開催し、新たな雇用の場が充実するよう検討します。中小企業資金融資制度の活用促進を図るとともに、融資に伴う保証料及び利子補給を行います。また、日本政策金融公庫の実施する経営改善資金(マル経融資)を利用している商工業者に対して利子補給を行います。ハローワーク館山との連携により雇用の安定と創出を図ります。また、求職者への情報提供や職業相談及び職業紹介を実施します。	* 「ふるさとハローワーク」を設置し、就職相談業務が実施できる体制を確保する。 * 雇用情勢の悪化に対応するため、「緊急雇用対策事業」を活用し、雇用の創出を図る。 * 市制度融資利用者へ保証料及び利子補給の実施。商工会を通じてマル経融資利用者への利子補給の実施する。 * 鴨川市企業等誘致委員会を開催し、企業誘致の方向性を見出す。委員会の開催:5回程度			136,436	産業振興課 企画政策課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
主要課題2 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進								
① 農林水産業における男女の経営参画の促進								
73	家族経営協定の締結の促進(◎)	認定農業者を対象とした研修等において、家族経営協定の締結による男女のパートナーシップの確立について啓発を行います。	安房農業事務所改良普及課と連携し、認定農業者の講習会でパンフレット配布等により家族経営協定の締結を進めていきます。 目標値：安房地区農村漁村いきいき指標 家族経営協定締結数 16戸(平成27年度時点)	* 家族経営協定に関するパンフレット等配布し、制度の理解と普及促進に努める。			0	産業振興課
74	農業体験セミナーの開催	新規就農希望者の経営の安定及び就農の継続・定着を促進するため、関係団体等と連携して農業に関する体験セミナーを開催します。	「農業の基礎知識を学ぶ研修会」として、鴨川市ふるさと回帰支援センターで鴨川いきいき帰農者セミナーを開催します。	* 鴨川市ふるさと回帰支援センターとの連携のもと、「ふるさと鴨川いきいき帰農者セミナー」を開催する。			300	産業振興課
75	農林水産分野における女性の経営参画の促進と起業支援	県や周辺市町村などの関係団体との連携により、農林水産分野における女性起業家や起業グループの活動を支援する体制を整備します。	安房農業事務所が中心となり開催される、農林漁業者や消費者が一堂に会し、安房の良さを見直す、「安房地域いきいきフォーラム」に参加し、地域のすばらしさを実感し、男女がともに輝く地域づくりを目指しています。	* 「安房地域いきいきフォーラム」に参加する。 * 農山漁村男女共同参画安房地区推進会議及び地域セミナーに参加する。 * 女性起業家グループ「安房うんめ～もん会」へ各種イベント等を周知し参加を促進する。			0	産業振興課
② 自営業における男女の経営参画の促進								
76	自営業者への啓発と情報提供	商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。	鴨川市商工会と連携し、情報提供を行います。	* 鴨川市商工会と連携して男女共同参画について働きかけをする。 * リーフレットを市内各事業所へ配布する。 * 市ホームページにリーフレットを掲載する国HPへのリンクを掲載する。			200	産業振興課
77	事業資金の低利融資	金融機関等と連携して、既存の自営業者や起業を行う者に対して、事業資金の低利での融資を行います。	中小企業資金融資制度の活用促進を図るとともに、融資に伴う保証料及び利子補給を行います。また、日本政策金融公庫の実施する経営改善資金(マル経融資)を利用している商工業者に対して利子補給を行います。	* 市制度融資利用者へ保証料及び利子補給の実施する。商工会を通じてマル経融資利用者への利子補給の実施する。 * 売上高が減少している中小企業者を認定することで、信用保証協会の実施するセーフティネット保証の別枠利用を推進する。 * 市制度融資のしおりを作成して、金融機関や商工会に配布し、利用促進に努める。			127,788	産業振興課

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
基本目標5 男女が共に自立し、生涯を通して安全・安心に暮らせる環境づくり								
主要課題1 子育てを支援する環境の充実								
① 保育事業の充実								
78	幼保一元化の推進 (◎)	一体型施設や近接施設において、4・5歳児には幼稚園での幼児教育を提供し、0～5歳児の共働き家庭の児童には保育サービスとして朝夕の延長保育を提供する幼保一元化を引き続き推進します。	学校施設の適正規模・適正配置を図りながら、幼稚園における4・5歳児の幼児教育が全ての園で実施されるように努めます。また、併せて預かり保育の実施に努めます。特に、4・5歳児教育が実施されていない江見地区、天津地区で幼保一元化の推進を図ります。	* 以下の施設で幼保一元化(預かり保育)を実施する。 【施設一体型】 長狭地区・西条地区・小湊地区 【施設分離型】 鴨川地区・田原地区 * 東条地区での預かり保育を実施する。 * 江見地区での幼保一元化施設整備のための設計を目指す。 * 天津地区幼稚園施設整備工事(天津小学校内に幼稚園施設を整備)を実施する。			51,775 (H25年度)	福祉課 学校教育課
79	多様な保育サービスの充実	多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るため、延長保育、一時保育、預かり保育を継続して推進します。	預かり保育を実施している地域と実施していない地域との地域間格差を解消するため、市内全ての幼稚園で4・5歳児教育及び預かりの保育を目指します。 延長保育実施保育園→ 市内保育園10園中8園 一時保育 → 西条保育園	* 以下の施設で幼保一元化(預かり保育)を実施する。 【施設一体型】 長狭地区・西条地区・小湊地区 【施設分離型】 鴨川地区・田原地区 * 東条地区での預かり保育を実施する。			60,900	福祉課 学校教育課
80	学童保育の充実 (◎)	市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するとともに、未設置の小学校区での新設を促進します。	市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付します。	* 学童クラブを運営する団体に補助金を交付する。 ・4団体 ①鴨川小 ②東条小 ③西条小と田原小の合同運営 ④小湊小 (補助対象人数の10名以上に満たない場合は補助金交付対象外)			16,710	福祉課
② 地域が一体となった子育て支援体制の充実								

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
81	事業所等に対する 広報・啓発	育児休業や介護休業の取得に 関連して事業所等が措置すべき ことに関する情報を収集し、広 報・啓発を行います。	事業所等にポスターの掲出やチラシによる啓発活 動を行い、育児休業や介護休業の取得に関する関 心を高めます。	* 各事業所に対しポスター の掲出やチラシによる啓発 活動を実施する。 * リーフレットの配架場所を 拡大する。 * 市ホームページにリーフ レットを掲載する国HPへの リンクを掲載する。 * リーフレットを市内各事業 所へ配布する。			200	産業振興課
82	市役所内における 育児・介護休業等 に関する職場環境 の整備	育児・介護休業制度、育児・介護 のための勤務時間短縮等の措 置や時間外労働の免除の請求 をすることができる制度等につ いて、職員への周知・定着を推進 します。	育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備を 図り、育児・介護休業制度、育児・介護のための勤 務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求 をすることができる制度等の周知を行い、定着を図 ります。	* 育児・介護休業制度等 について引き続き周知する とともに、休業制度を取得し やすい職場環境づくりを図 る。			0	総務課
83	子育てに関する相 談事業	育児相談及び健診後のフォロー 等を目的として、各種相談事業 を実施します。	乳幼児健診において育児相談を行うとともに、主に 乳幼児健康診査において事後フォローが必要な児 に対し、乳幼児健康相談を実施します。	* 乳幼児健診を実施する。 (乳児 年6回・1歳6か月 年6回 ・3歳 年6回) * 乳幼児健康相談事業を 実施する。(のびぐん相談 年6回)			0	健康推進課
84	子育て総合支援セ ンターの利用促進	保育士と保健師による育児相 談、保護者または子ども同士で の交流といった機会の提供を通 して育児不安などの解消を図る ため、子育て総合支援センター の利用を促進します。	保育士と保健師による育児相談、保護者または子 ども同士での交流といった機会の提供を通して育 児不安などの解消を図るため、子育て総合支援セ ンターの利用を促進します。	* 子育て総合支援セン ターの利用を促進する。			20,016	福祉課
85	ファミリー・サポ ートセンターの利 用促進(◎)	子育てを支援したい人と子育て 支援サービスを受けたい人の相 互援助組織であるファミリー・サ ポートセンターの利用を促進し ます。	子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受 けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポ ートセンターの利用を促進します。	* ファミリーサポートセン ターの利用促進を図るた め、提供会員の増加につな がる勧誘や口コミによる利 用促進を行う。(市広報誌 等への掲載など)			123	福祉課
③ ひとり親家庭への支援の充実								
86	ひとり親家庭に対 する経済的支援	ひとり親家庭における負担を軽 減し、子どもを健全に育成してい くための経済的支援を実施しま す。	ひとり親家庭における負担を軽減し、子どもを健全 に育成していくための経済的支援を実施します。	* ひとり親家庭等医療費等 助成及び母子家庭自立支 援を実施する。			24,876	福祉課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
87	ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供の実施	関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	* 関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行う。 * 民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施する。			0	福祉課
主要課題2 高齢者・障害者の福祉の充実と自立・社会参画の促進								
① 高齢者・障害者の自立支援								
88	高齢者の自立支援	運動や食事に関する教室の開催や保健指導を通して高齢者の生活習慣病を予防するとともに、介護予防プランの作成やそれに基づく運動器の機能向上事業の実施、介護予防サポーターの育成により、要介護状態や認知症を予防するための取り組みを実施します。	介護保険法第115条の44条に基づく地域支援事業のうち、介護予防事業として次の事業を実施します。 ・ 二次予防事業の対象者把握事業 要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者(二次予防事業の対象者)を把握し、適切な介護予防へつなげます。 ・ 通所型介護予防事業(運動器の機能向上事業) 二次予防事業の対象者のうち、運動器の機能が低下している方等を対象に筋力向上トレーニングを実施します。 ・ 通所型介護予防事業(口腔機能の向上・栄養改善) 二次予防事業の対象者のうち、口腔機能が低下している方や体重減少が認められ、低栄養のおそれのある方等を対象に口腔機能向上及び栄養改善を目的とした指導等を実施します。 ・ 訪問型介護予防事業 二次予防事業の対象者のうち、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある方を対象に、その居宅を訪問して相談・指導等を実施します。 ・ 介護予防普及啓発事業 65歳以上の者等を対象に、運動器の機能向上や口腔機能・栄養の改善、認知症予防など、介護予防についての基本的な知識を普及させます。 ・ 地域介護予防活動支援事業 地域で活動するボランティア(生活支援・介護予防サポーター)を養成するとともに、地域活動組織の育成・支援を実施します。	* 二次予防事業の対象者把握事業を実施する。 * 通所型介護予防事業(運動器の機能向上事業)を実施する。 * 通所型介護予防事業(口腔機能の向上・栄養改善)を実施する。 * 訪問型介護予防事業を実施する。 * 介護予防普及啓発事業を実施する。 * 地域介護予防活動支援事業を実施する。			12,663	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
89	障害者の自立支援	本市において策定した障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施します。	障害者自立支援法による自立支援給付・地域生活支援事業のサービスを円滑に給付することにより障害者の自立支援を図ります。平成25年4月1日に施行予定の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」による福祉サービスの円滑な給付を実施します。	*「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」による福祉サービスの円滑な給付をする。 * 地域自立支援協議会「就労部会」の設立の準備をする。	* 地域自立支援協議会「就労部会」の運営		1,876,733	福祉課
90	介護・福祉環境の充実	高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して個別のケースに応じた適切なサービスや情報の提供を行います。	高齢者や障害者において、本人の状態に応じて必要なサービスが利用できるように、相談から支援につなげ、本人や家族の意向を踏まえた適切なサービスや情報の提供を行います。	* 高齢者及び障害者相談を受付する。 * 職員の相談支援技術の向上を図る。 * 安房地域の3市1町との共同で、地域活動支援センターⅠ型への業務委託を実施する。			23,115	健康推進課 福祉課
91	福祉作業所の設置	社会福祉協議会との連携のもと、雇用困難な障害者の自立に向けて福祉作業所を設置し、個々に応じた作業訓練や日常生活・集団行動に関する指導を行います。	作業所が、雇用されることが困難な知的障害者又は身体障害者に対して自活に必要な訓練及び生活指導を行うことにより、心身障害者の社会参加を支援し、もって社会福祉の増進に資するために設置された施設であるという理念に基づき、運営管理を行います。	* 鴨川市社会福祉協議会を指定管理者として、業務委託を実施する。 * 心身障害者の就職支援を実施する。			33,420	福祉課
92	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会に対する支援を通して、地域における福祉サービスの充実を図ります。	地域福祉に対する要望に応え、心のかような在宅福祉サービスの定着を図り、明るく住みよい地域社会の実現を図るため、社会福祉協議会へ補助金(地域福祉推進事業)を交付します。	* 地域福祉に対する要望に応え、心のかような在宅福祉サービスの定着を図り、明るく住みよい地域社会の実現を図るため、社会福祉協議会へ財政的支援として補助金を交付する。			72,273	福祉課
② 高齢者・障害者の社会参画の促進								
93	高齢者の活動の場の充実	老人クラブやシルバー人材センター、自主的に介護予防を実践する市民団体等への支援を通して、高齢者の活動の場の充実を図ります。	高齢者の活動の場の充実を図るため、老人クラブ及びシルバー人材センターに対し補助金を交付します。	* 高齢者の活動の場の充実を図るため、老人クラブ及びシルバー人材センターに対し補助金を交付する。			28,747	福祉課
94	高齢者学級の開講	公民館を主な活動の場として、講演会や研修会などを開催するほか、保健師や栄養士による健康相談・体力測定を行います。	高齢者の方々が生きがいに満ちた心豊かな人生が過ごせるように、生活に役立つ一般教養や知識などを学ぶ場を提供し、高齢者同士の交流を図り、地域とのつながりを深めることを目的とします。	* 高齢者学級の開講を予定。講演会や研修会を実施し、保健師や栄養士による健康相談・体力測定を行う。 * 参加者を増やす為に、広報誌掲載に加え、各種団体へも周知を図る。			210	生涯学習課 (公民館)

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
95	就職希望者に対する求人情報の提供(再掲)	市外のハローワークまで行かなくとも市内の求人情報を閲覧できるよう、市役所1階において求人情報を公開するとともに、定期的に相談窓口を設置します。	市民のニーズは高いため、就職相談業務が実施できる体制にしていくなど利便性を高めていきます。	*「ふるさとハローワーク」を設置し、就職相談業務が実施できる体制を確保する。			3,600	産業振興課
96	障害者の就労支援	ハローワークや千葉障害者職業センターなど関係機関との連携を通して、障害者の就労支援を推進します。	ハローワーク館山、障害者就業・生活支援センター中里と連携を取りながら障害者の就業を支援していきます。	*「ふるさとハローワーク」の設置により、障害者にとって求職相談や雇用の場を確保し、就労支援を実施する。 *ハローワーク館山、障害者就業・生活支援センター中里と連携を取りながら、障害者の就業支援を実施する。			3,600	福祉課 産業振興課
97	福祉タクシー事業	重度心身障害者が福祉タクシーを利用する際に料金の全部又は一部を助成することにより、社会参画を促進します。	本市に住所を有する重症心身障害者に対し、タクシーを利用した場合、1回の利用につきタクシー料金のうち600円を限度として、1年間最大24回分を助成します。福祉タクシー＝1人1冊(24枚綴り)	心身障害者に対し、1回の利用につきタクシー料金のうち600円を限度として、1年間最大24回分を助成する。			6,891	福祉課
主要課題3 性差に配慮した心とからだの健康づくりの推進								
① 母子健康の保持と増進								
98	妊娠・出産に関する支援	母子健康手帳の発行により妊婦の健康管理に寄与するとともに、妊婦健康診査の公費負担を通して家計の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	母子健康手帳の交付 医療機関における妊婦乳児一般健康診査を公費負担により実施します。 (母子健康手帳に健診の受診券を添付)	*母子健康手帳を交付する。 *妊婦乳児一般健康診査を実施する。			90,834	健康推進課
② 性差に配慮した健康支援対策の実施								
99	性差を踏まえた検診事業の実施	子宮がん、乳がん、前立腺がんの検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。	子宮がん検診(20歳以上の女性)、乳がん検診(30歳以上の女性 ※22年度は40歳以上)、骨粗しょう症検診(20～70歳の5歳ごとふしめ年齢の女性)、前立腺がん検診(50歳以上の男性)を実施します。	*がん検診事業を実施する。 (子宮がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診・前立腺がん検診)			76,660	健康推進課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
100		疾病の早期発見・予防のため、各種検診の受診率向上に努めます。	がん検診等の受診率の向上に資するため、乳がん検診及び子宮がん検診について、国の「がん検診推進事業補助金」を活用して受診を促進するとともに、骨粗しょう症検診及び前立腺がん検診を含め、受診しやすい環境整備や病態別の健康教育を推進します。 受診率目標値(27年度) * 健康福祉推進計画(健康増進計画)における目標値: 子宮がん検診: 26%・乳がん検診25%・骨しょう症検診20%・前立腺がん検診: 17%	* がん検診推進事業を実施する。 * 受診しやすい環境の整備、病態別健康教育を実施する。 * 検診の重要性を改めて周知し、受診の啓発に努める。			76,660	健康推進課
③ 生涯にわたる健康づくりの促進								
101	スポーツ・レクリエーションの普及促進	市内で行われるスポーツ・レクリエーション活動について、活動内容に関する市民への情報提供や、活動拠点となる各種運動施設の整備・開放を行います。	各種スポーツイベントやレクリエーション活動を、市の広報誌やホームページ等を通じてPRすることにより、積極的な市民参加を図ります。	* 各種スポーツイベントやレクリエーション活動などを市広報誌やホームページ、回覧板等を通して周知する。 * 子育て世代層の参加促進のため会場内に託児所を設置する。 * 必用に応じて参加者からアンケートを徴収する。 * 体育センター体育館解体及びグラウンドを整備する。			80,000	スポーツ振興課
102		関連する活動を行う団体への各種支援を通して、スポーツ・レクリエーションの更なる普及を促進します。	各種スポーツイベント及びレクリエーション活動について負担金や補助金、委託料を支出することにより、スポーツ・レクリエーションの普及促進を図ります。	* 各種スポーツイベント及びレクリエーション活動について負担金や補助金、委託料を支出することにより、スポーツ・レクリエーションの普及促進を図る。 ・負担金 2団体 ・補助金 12団体 ・委託料 4団体 * 市広報誌に「スポーツ特集」として記事を掲載し、体育施設の種類や場所、利用料金等を掲載し周知を図る。			21,900	スポーツ振興課

(◎)本計画の焦点事業

No.	事業名	事業内容	計画期間中に実施すべき具体的な施策等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	概算事業費 (千円)	担当課
主要課題4 性差に配慮した安全・安心のまちづくりの推進								
① 性差に配慮した防災対策の推進								
103	防災対策における性差への配慮	鴨川市消防団における女性消防隊員の活動に対する支援などを通して、女性の視点を活かした地域防災活動を推進します。	女性消防隊員が地域防災活動をするなかで、女性の視点で見た災害時の対応などについて助言を生かした活動を行います。	* 女性消防隊員との連携による津波避難訓練及び地区別防災訓練の実施する。			0	消防防災課
104		災害発生時における避難場所での生活を想定して、独立した区画を設けるためのパーテーションや各種物資など、性差に配慮した準備を行います。	災害時に避難場所での共同生活の中で、女性や要援護者がストレス等を少しでも解消できるようにパーテーションや各種物資の充実を図ります。	* 避難所プライバシーパーテーションを10台購入する。 * その他の備品や消耗品を備蓄する。			1,554	消防防災課
② 性差に配慮した防犯対策の推進								
105	防犯灯の設置の推進(再掲)	時間帯に関係なく、女性が安全安心に活動できるよう、市内各所への防犯灯の設置を推進します。	住民からの要望をもとに関係機関と協議し、防犯灯を新設するとともに、女性が安全で安心して行動できるよう努めます。	* LED防犯灯を設置する。 30基 * 防犯カメラの設置を検討・新設する。			3,900	消防防災課
106	鴨川市安全・安心メール配信事業(再掲)	女性が自らの安全と安心を確保できるように、不審者などの防犯情報を登録された電子メールアドレスに迅速・正確に配信します。	鴨川警察署と連携し、女性が被害者とならないよう必要な防犯情報の提供を行います。	* 鴨川市安心・安全メール配信する。			1,890	消防防災課

男女共同参画セミナーの開催について

— 南房総地域千葉県男女共同参画地域推進員事業 —

1 南房総地域で開催したセミナーの実施状況

年 度	開催地	内 容	備 考
平成18年度	木更津市	人として ～みんなで守り、育てる子どもの人権～	セミナー
	館山市	「空を飛んだオッチ」映画会	映画会
平成19年度	君津市	男女が対等なパートナーシップを築くために	セミナー
平成20年度	富津市	人生を素敵に生きる ～食育への思い～	セミナー
	鋸南町	過去・現在・未来 ～自分らしく生きるとは～	セミナー
平成21年度	袖ヶ浦市	人として ～見直そう家庭の中の役割分担～	セミナー
	館山市	7つの別れと7つの出会い ～男と女の違いと協働～	セミナー
平成22年度	君津市	女と男（ひととひと）輝くために	セミナー
	鋸南町	人として ～理学療法士が語る脳出血体験記～	セミナー
平成23年度	木更津市	一人で悩まないで！「認知症予防と介護」	セミナー
	富津市	生徒とともに身近な男女共同参画を考える	寸劇（中学生対象）
平成24年度	館山市	女性と防災 ～家族、地域の防災対策5つのポイント～	セミナー
	袖ヶ浦市	生徒とともに身近な男女共同参画を考える	寸劇（中学生対象）

2 館山市で開催したセミナーの参加者を対象に実施したアンケート結果

Q 男女共同参画セミナーで今後取り上げて欲しいテーマは？（複数回答可）

（回答者数 84 人）

テーマ	人 数	割 合
介護	29	34.5%
防災	29	34.5%
子育て	27	32.1%
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	26	31.0%
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	16	19.0%
DV（ドメスティック・バイオレンス）	15	17.9%
男女共同参画社会	14	16.7%
就職支援	11	13.1%
デート DV	5	6.0%
無回答	10	11.9%